平成24年３月５日（月曜日）

第１回松島町議会定例会会議録

（第２日目）

出席議員（１７名）

１番	緑山市朗　君	２番	佐藤皓一　君
３番	高橋辰郎　君	４番	伊賀光男　君
５番	（欠番）	６番	高橋利典　君
７番	渋谷秀夫　君	８番	高橋幸彦　君
９番	尾口慶悦　君	１０番	色川晴夫　君
１１番	赤間　洵　君	１２番	太齋雅一　君
１３番	後藤良郎　君	１４番	片山正弘　君
１５番	菅野良雄　君	１６番	今野　章　君
１７番	阿部幸夫　君	１８番	櫻井公一　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長		大橋健男　君	
副町長		高平功悦　君	
財務課長		熊谷清一　君	
企画調整課長		小松良一　君	
町民福祉課長		安部新也　君	
産業観光課長		阿部祐一　君	
建設課長		中西　傅　君	
会計管理者兼会計課長		佐々木千代志　君	
水道事業所長		丹野　茂　君	
危機管理監兼環境防災班長		櫻井光之　君	
財務専門官		舘山　滋　君	
税務班長		山口俊江　君	
総務管理班長		佐藤　進　君	
教育長		小池　滿　君	

教　育　課　長	亀　井	純　君
選挙管理委員会事務局長	中　村	寛　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	櫻　井　一　夫	主	幹　佐　々　木　弘　子

議　事　日　程　（第２号）

平成２４年３月５日（月曜日）　午前１０時　　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　議案第　５号　松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

〃　第　３　議案第　６号　松島町建設審議会条例の全部改正について

〃　第　４　議案第　７号　松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〃　第　５　議案第　８号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

〃　第　６　議案第　９号　松島町特別導入事業基金条例の廃止について

〃　第　７　議案第１０号　松島町町税条例の一部改正について

〃　第　８　議案第１１号　松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について

〃　第　９　議案第１２号　松島町介護保険条例の一部改正について

〃　第１０　議案第１３号　松島町営住宅条例の一部改正について

〃　第１１　議案第１４号　宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更について

〃　第１２　議案第１５号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

〃　第１３　議案第１６号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

〃　第１４　議案第１７号　平成２３年度松島町一般会計補正予算（第１３号）について

〃　第１５　議案第１８号　平成２３年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）について

〃　第１６　議案第１９号　平成２３年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

〃　第１７　議案第２０号　平成２３年度松島町介護保険特別会計補正予算（第６号）について

〃　第１８　議案第２１号　平成２３年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について

〃　第１９　議案第２２号　平成２３年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第５号）について

〃　第２０　議案第２３号　平成２３年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第７号）について

〃　第２１　議案第２４号　平成２３年度松島町水道事業会計補正予算（第６号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　議

○議長（櫻井公一君）　皆さん、おはようございます。

平成24年第１回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。手樽－－－－－－－－－－－ほか２名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、15番菅野良雄議員、16番今野　章議員を指名します。

日程第２　議案第５号　松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

○議長（櫻井公一君）　日程第２、議案第５号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　余り内容については問題ないと思うのでありますが、基金条例、基金を設置するときには条例を制定しなさいというふうな自治法の規定があって基金条例を制定するんだと思うのでありますが、この間２月25日、新聞に出ていたのでありますが、2008年、2009年度で補正予算で緊急経済対策として設置した基金も十分に活用されていない。さらに、11年度補正予算の東日本大震災の復旧・復興関係分の執行率についても、極めてその執行率が悪いと。民主党政府は、使わなければ返してもらうというふうなことまで言っているわけでありますが、松島町も先だって説明受けた復興の交付金事業200億何なんとしている交付金事業の要望をしたわけでありますが、第１次の査定は極めて少ないというふうな状況でありますので、この交付金、基金をどんどん使って、そしてやったらいいと思うのでありますが、その辺はどうお考えですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　ご承知のとおり、まず今年度の予算というか国から出る金についても使い切れない。事情があるわけでして、必ずしも新聞が報道しているとおりではないとは思い

ますけれども、事業量が多い、それから業者等が不足しているというような状況があって、当然国のほうも繰り越しを前提でつくっている予算でございますので、それについては繰り越しをしてできるだけ早くやるというようなことで考えております。

また、交付金事業で、200億の要望に対してついてきている金が少ないということがありまして、そういったところについては最終的にまだ決まっていないところもありますので、そういったものの中で必要なものについてこちらの基金を充て込む。または、これまでいろいろ検討している中で、国に交付金事業として出すになじまないものもありまして、そういったものもこの基金を充ててやろうというふうには思っておりましたので、そういったものを総合的に勘案しつつ、この基金を使っていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　国に出しづらかったものもやつなんかをやると。だから、早く、町長は復旧は３年以内にやると言っているわけでありますが、この交付金事業は復興基金でありますが、復旧も大事なわけです。今、宮城県知事が、大体交付金事業が50％というのはおかしいんじゃないかと憤慨しているわけです。松島町はもっと低いわけですから、もっと憤慨しなければならないと私は思うわけでありますが、そういうふうなことにならないものはこの交付金基金を使ってどんどんやっていくというのであれば、やらなければならないのではないかと。今年度の予算でもそういうふうなものが入っているのかどうか。これは議案と関係ありませんので、24年度のときに申し上げますが、そういうふうなことになっているのではないかと。かっこいいけれども何もしなくなるのではないかと、こういう心配を私はしているわけでありますが、いかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　この基金につきましては、前にもご質問があって、適切な時期に適切な事業に使えというふうなご指摘ありまして、そういったことを念頭に置きながら、ある程度事業も想定しています。

今回の国の交付金の事業の定まりぐあいというのでしょうか、それはまだはっきりしていない部分もありますので、場合によっては、ぜひとも必要なものであればそれに充て込むというようなことも想定しつつ、両にらみでやっておりますが、何せ今回の国の交付金事業に出している事業というのは、事業費もかさむものですから、この基金でどのくらいできるのかというのもありますので、それとこれまで国の交付金になじまないものとある程度想定しているわけですけれども、その辺をにらみながら的確な時期に事業として出していきたいとい

うふうに思っております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第５号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第５号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第６号　松島町建設審議会条例の全部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第３、議案第６号松島町建設審議会条例の全部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　宮城県に順次こういうふうにやりたいというようなことでありまして、建設審議会を名称を変えてやると。今度は20人と４名ふやすというようなことであります。この中で、より多くの意見を徴取するため、委員の総数をふやすのですよというようなことであります。

私も一時、あれは都市計画のほうですね。一回入ったことがあるのです。これとはまた別に。それで、町の出されたものを２時間ぐらいわたって説明を受けて、はいこれでありませんかというようなことで、意見を聞くわけでございます。その中で、本当に意見というのは、私が見た限りあんまり出ないのです。町が出したものだからいいんでないかと。それでお話しする人も質問する人も、ある程度決まっているのかなというような感じを受けまして、それはそれとして、多くふやしたからって意見がより多く出るかというふうなことになりますと、本当にそうなのかなと。今までの感じで。私はそう受けるわけです。建設審議委員会とか何かというのは１回なのです。この来年度を予算を見ると、１回分の予算かなというふうに思います。これを今年度は、ますますすごく大切な時期なのです。復興計画、それを実施するそういうものを含めて。そういうことで、１回の予算だけの計上でいいのかなと、私は非常

に疑問に思ったのです。それで今質問しているわけですけれども、何でこういう時期に１回だけの13万5,000円の予算、どうしてそれしかとらなかったのかというふうなことでちょっとお聞きをします。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　これにつきましては、この委員会が長期総合計画を立てるための委員会ということで位置づけしているわけです。都市計画審議会は、都市計画、さまざまな道路とか公園とか、そういったものを変えるときに開くと。それから、震災につきましては、震災の委員会をつくっておりますので、おのおの性格づけがあるということでございます。今回のこの建設審議会、名称を改めるわけですけれども、これは長期総合計画に対応しておりますので、現在、長期総合計画の第３次計画も進行中でございますので、それの進行管理という意味から年間１回。これは次の長期総合計画を立てる際には、当然ですけれども、３次が終わったら次の計画になりますので、その段階では何回も開催して中身を詰めるということになるわけでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　長総の進行管理、それを目的とするというようなことでありまして、しからばメンバー、今までの審議委員会、これをざらっと今までではなくして、そういう人選はどのような人選をするか。ここに書いておりますけれども、今までの審議委員会をベースに、そして長期総合計画に入った委員の人たち、中に入るのか。そして大体、案とか何かというのは、人選はもう進まれているわけでございますか。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　まず、現在の委員の方々の任期ですけれども、２年ということで24年３月31日までということで、今度新年度から新たな人選で再スタートを切りたいということになります。

　そうした中で、基本的には教育委員会の委員、あと農業委員会の委員、学識経験者を有する者、公共的団体の役員ということをベースにして、新たにふやす部分については一般町民の方を公募という形で今考えております。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　公募すると。これは４名。その公募する人数というのはどのくらいなのですか。大体そういうふうにして学識経験とか何かとかというのは大体決まっていると思うのです。このくらいと。では、公募する人数はどのくらいか。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　今までの16名という人数に関しましては、町内の主な団体のほうの役員の方々ということをベースにしてまいりました。それで、今回20名ということで４名を考えております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　私はちょっとお聞きをしたいのでありますが、今色川議員聞いたように、１回だけで本当にいいのかなと。都市計画審議会もある、復興のものもある、皆出てきたと。だから、それをまとめてそういうふうなことだと思うのでありますが、この議会用語辞典を見ても何でも、こういうふうになっているのです。審議会というのは、付議事件について説明を聞いて、質疑して、討論を重ねて表決をすると、そういうふうな一連の事務を審議するのが審議会なわけであります。でき上がってきたものを、印刷でき上がってきたものを審議会にかけて、そして、一般公募した人の意見を聞いたって、でき上がってきたのは次の年直すのですか。そうしますと。その年はできないんですよ。１回しか見ていないんだから。そうでしょう。１回しかしない。それも３月。もともと３月でしょう。年度末にするわけです。でき上がってきたものをやるとなっているのです。これは。だから、その意見を聞くのであれば、前に皆さんの意見を、学識経験者から一般公募からの意見を聞いて、そしてそれをまとめをして、そして審議会でもう１回吟味をしてもらうと、こういうふうにならなければ、100人いたって同じなんですよ。でき上がった図面、こうですよと説明して終わり。説明くらいなものでしょう。１回しかしないということは。今までの審議会は皆そうなんですよ。１回の説明会で終わり。だから、議論もしないと。審議委員になった人たちは報酬もらって終わりと。これでは、予算と比べて申しわけないのですが、何人ふやすたって同じだと。それは数をふやす、回数をふやさなければだめなのです。そういうふうなものからいくとです。広辞苑見ても、広辞苑見ても同じようなことなのです。詳しく事の可否を議論、討論することを言うんだと。そうすると、いいか悪いかというようなことを討論して、そして意見を述べる。そして、つくったものを今度審議してもらうと、もう１回。意見を聞いてです。こんなものが出てくるから議会だって、印刷されたもので安堵して出されたって、印刷したもの直せないでしょう。だから、常に直さないで終わるから、議会何やっているんだとこうなるわけです。だから、こういうふうなものは、そういうふうな内容にしないと、ただこの審議会条例があるから、予算とらなければならないから、３月に予算を使わないと決算のときに議会からいろんなことを言われるから１回するというのでは、それは開催の意味がないので

はないかという気がするのでありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君）　建設審議会の持ち方について、小松企画調整課長、答弁。

○企画調整課長（小松良一君）　会議１回ということで、どの辺まで熟度を高められるかということでございますが、とりあえず今年度も先ほど町長がお話しした、説明させていただいた理由でとりあえず１回という予算計上にはなっております。ただ、この１回の諮問答申という形を前提に開く会議でございますけれども、事前に委員の方々に資料、審議内容を送らせていただいて、町が特にこの部分について意見をもらいたいという部分については事前に会議に臨む前にお知らせして、そして会議に臨んでいただくと。その中で、最終的に答申をいただくという流れで、会議は１回で終わりますけれども、内容を充実させたものにしていきたいというふうには考えております。

　ただ、その中で、どうしても案件が大きくて複数回の会議が必要だということになった際には、その際また判断をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　今まで審議会に出す前に、そんなことしたことあるんですか。何回もいろいろな審議会あるでしょう。そんなことしたことありますか。今後するんですか。今後するんですか。今までしなかったんだけれども今後はするということですか。

○議長（櫻井公一君）　再答弁、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　今までしたことがないということではなくて、今までもほかのいろいろな審議会、委員会の中で事前に資料を送らせていただいたということで、努力はさせていただいております。今後もそういった形で事前のお目通しをいただくという時間を十分にとりながら会議を開催していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　３番高橋辰郎議員。

○３番（高橋辰郎君）　今お二人の方の質疑が出ました。私も長い議員生活の中で、町のこういう諮問、答申にかかわる委員会に幾つか所属をして経験をしてきています。国保運営審議会、思い出せば学校給食運営の会議、そして建設審議会等々やらせていただきました。そのときいつも思うのですが、今課長の言うような答弁、極めて大事です。その答弁内容はよしとしたいと思います。ただ、どこの委員会とは申し上げませんが、これで町長は、聖徳太子の言う広く会議を興し、万機公論に決すべきになるとお考えなんだろうなと思うと、少し懐疑心を持たざるを得ない。なぜかというと、私の経験ですが、ある委員会で、今までの例でいけば、必要な基本となる法律、町の基本的な一つの流れ、これを知らないのです。だから、ほ

とんど発言がない。例えば数字を読む場合も、何億何千と読むのですが、間違って何億を何千というふうに読んでみたり、やっぱりまだ委員としての素養を涵養していく必要がある方もいるんだなということをよく私も体験をしてきました。それで今度４人ふやす。だから、それで意見が非常に幅広く、深くかつ広くなっていくんだというものにはイコールにはならないのではないかなというふうに危惧します。ですから、必要なら研修をさせること。大変失礼ですが、これも考えていいと思います。それから、地元の調査も現地調査も事前にやるべきだろうと思います。目で、皮膚で、頭で、やっぱり委員の皆さんに諮問の内容を自分のものにしていただくと、これが必要だと思います。ここからいろいろな意見が上がるんだろうと思います。

ということを思いますが、そんな必要性を感じているかどうか、まずご答弁をいただきたい。そして、いろいろな資料が出て、これを審議しなさいと言われて、短時間でぱっと結論に至ってしまいます。これはなぜなんだということを深く考えていただきたいのですが、この辺いかがですか。そして、この条例改正によって、町長の目指す議論の活発化、住民意見の広い集約ができると、こうお考えなのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。これは私に先立って二人質問していますが、その辺と密接不可分、直接間接に関連する事項だと思いますので、ご答弁お願いいたします。

○議長（櫻井公一君）　答弁、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　委員の方々に対しての研修、現地調査はどうかというご提案でございます。この辺、会議開催の議題の内容によっては、こういったことも必要になるかもしれないということで、これらについては今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　確かに今までも現在でも、審議会とか委員会は形だけというのが、数の中にはあるということは認識しておりますけれども、全部が全部ということではなくて、ある程度事前に配付して見ていただくという方向では、今のところ建設審議会、今回名称変わりますけれども、そういう形で進んではおりますけれども、今後もそういう形で審議会が形だけと、委員会が形だけということではなくて、審議してもらう場、協議してもらう場ということで町全体の中のそこを検証して確認していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　お話のように、形骸化した委員会というのはほとんど意味がないと、無

駄であるというふうに私も思うのです。来ていただく限りは、その方のお考えになっている意見を言っていただいて、そしてその中でも賛否がきっとあるかもしれませんのでそういった議論をしていただく。そして、うちのほうでも、つまり役場のほうでもお話にまざって議論していただくと。そして、でき上がるものが一番いいものであるというふうに思っております。

私は、これまでも都市再生整備の委員会、景観の委員会、それから震災復興の委員会がありました。そういう中でできるだけ議論いただいて、その意見を取り入れてきたというふうなつもりではいるんです。おっしゃられるように研修も必要でしょうし、いい意見をいただくために努力するということは必要だと思います。そして、意見をたくさん言っていただくと。そして、それを町政に生かしていくと。ぜひとも必要なことだというふうに思いますので、その趣旨に従ってその委員会の運営なり、意見の聴取なりを努力していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　３番高橋辰郎議員。

○３番（高橋辰郎君）　お三方のご答弁をいただきました。答弁内容、大変よかったなと思っています。

ただ、苦言になりますが、この都市計画、これまでの審議委員会で言えば、都市計画法、町の都市計画街路、用途利用計画等々を知らないと基本はなっていないのかもしれません。だとすれば、やっぱり研修は必要だと思います。そして今、都市計画街路でも13ありますが、遅々として進んでいない。ほとんど手がつけられていない。なぜ進まないのかも知らない。そして、資料も十分提供されていないのがこの建設審議委員会にも当てはまる事例だろうと思います。

このことを申し上げまして、今度はもっと深く、広く掘り下げられていくんだろうと期待をしまして、そして、前の二人が言ったように予算措置１回開催。これはぜひご検討いただきたいと思います。そして、広く広く、深く深くということになれば、少なくとも３回ぐらい必要なんじゃないないかなと。そして私たちは、審議会にかけて民意を吸収した上で提案をしたということになれば、これを否定することは極めて難しいことであります。なぜなら、私たち議会は、民意の上に立っているからです。民意の手順を踏んだものは尊重する、これが原則ですから、この委員会に限らず、こういう諮問委員会の役割は極めて大事だと思いまして、３人の答弁を了としつつ、予算措置に十分配慮をされたいということを強く要望しておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第６号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第６号松島町建設審議会条例の全部改正定については原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第７号　松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第４、議案第７号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第７号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第７号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第８号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第５、議案第８号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　今回の職員の給与の条例の改正ということで、これにつきましては平成18年ですか、給与構造改革をするということで、給料表の切りかえが行われて、全体として4.8％の給料の引き下げにつながるような切りかえが行われたわけであります。それでは職員の皆さんも大変であろうということで、差額を補てんするという措置がとられてきたというのが経過だったと思うのですが、今回の改正でこの差額について、24年度は半減し、25年以降は廃止をしてしまうということなのです。説明で、これまで抑制をされてきた、あるいは抑制する方での影響が何人ぐらい出るのかということで、37人と。全体としてマイナス250万ぐらいの影響が出ますと。それから、中堅、若年の皆さんの号俸は、逆に１号ないし２号俸上げますよということで、この関係で全体で75名、330万ぐらい増額になりますよという説明だったのですが、これは24年度中の話なのか。実際廃止を今回の条例改正なしでずっと行った場合、全体としてこの措置が終わるまで、期間全体を通しての増減の中身なのか、その辺一つお伺いをしたいということであります。

○議長（櫻井公一君）　答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　実際、平成18年に平均では4.8、昔の給料表を適用するということで、平成18年から21年、４カ年で１号俸ずつ抑制したということで、４カ年ですから４回、４号俸を抑制している。これは全職員が抑制されているということです。

今回は、回復というのは、若い方々、あと中堅層の方々は給料を上げますと。それで、年齢の高い方々は４号俸を抑制した分を回復しないという形が基本的な考えです。

その中で、先ほど今野議員さんが言われた説明の中でしたのは、24年度は１年でこのくらい。それがずっとということです。毎年このぐらいの方々が回復していく。あとプラス定期昇給ありますから、定期昇給というのは４号俸ずつ上がりますからそういう形になっている。

ただ１点、人事院勧告の中でも、今回の人勧、去年出ましたけれども、ことしももう１回人勧で調査して、１号俸プラスしたらいい年代が出てくるのではないかというのが今人勧の中で検討というか、調査した後に回復するかどうかというのがあります。一定の年齢というのがありますけれども、人勧の報告の中でも一定の年齢の方、今回上げて、１号俸もう１回上げなくてはならないのではないかというのが今後の、夏ごろだと思うのですけれども、出てくる可能性が大きいと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　それからもう一つ、この間ずっと職員の皆さんの給与というのは引き下げが続いてきたわけです。人事院勧告のやつをずっと見てみましたら、少なくともこの10年

間はほとんど毎年、10年のうち７年間はマイナス勧告ということだったのです。全体で単純計算で足しますと4.45％、それぐらい引き下げられたということになっているわけです。

松島町もほぼ人勧どおりの引き下げをやってきたと思うのですが、この10年間で職員の皆さん方が受け取るべき給与がどれくらい減ったのかと。月例給の件もあるでしょうし、特別給、ボーナスの関係もあるでしょうし、手当等の変動もあったかと思うのですが、その辺全体として影響はどれくらいあったのか。全体がわからなければ23年なり24年なりに、10年前と比べてどれくらいの影響が出るのかというところがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　10年前と今現在を置きかえてどのくらいかというのは、実際調査はしておりません。数値としてですね。ただ、考えられるのは、平成18年に人勧で平均で4.8、最大で定年に近い方で大体７％と。それが平成18年。平成18年で７％が下げられたと。その分を今現在も補償しますよということがあります。それで追いついたかというと、全部が全部追いついたということではなくて、１万以上超えている方は今松島いませんけど、九千幾らとか、それでもまだ追いついていないということになれば、そのときの表の差は幾らかというと、給与表は下がっても18年からまだ追いついていないというその差が、実際月当たりの月給、プラスボーナス分を掛ければ、その差がまだ平成18年から追いついていないという形になります。トータルそれを掛ければということで、今ちょっと電卓がないので単純にはできないのですけれども、その差が上がっていないということになるかと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　10年前、これを見ますと、人事院勧告の月例給で平成14年が2.03、15年が1.07、17年が0.36、19年が0.35、21年が0.22、22年が0.19、23年が0.23、こういうマイナス勧告がこの10年間でやられていると。そのほか特別給が上がったときもありますけれども、下がったときもあるということで、全体で特別給で10年前と比較すると、13年が4.7カ月でしたのが今3.95カ月ですから、0.75カ月下がっているということになります。国家公務員のもので人事院の出している表を見ますと、結局、行政職、一般職員の平均給与というのがどれくらい下がっているのかというのを出しているのです。14年で15万2,000円下がったと。15年で16.5万円と、こんな形でずっと下がっていって、これをトータルして見ると、この10年間で年額62万6,000円下がっているのです。国家公務員で。松島町のラスパイレス指数が90％と。調べてみたらそういう数字が載っていました。これを掛けたら56万ぐらいになります。ですから、平均で職員の皆さん方がこの10年間で年額で受け取るべき給与の総額、これが平均し

て56万下がっていると、こういうことになるんじゃないかなというふうに私は思うのですが、そういう見方は間違っているかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　間違っていないと思います。私も単純に、私の給料、年収、期末手当とか下がっていますから、トータルでいくと10年前とか７年前を計算すると、実際、私でも収入で60万以上が下がっていると。プラス、いろいろな引かれるものがありますけれども、収入に対してはそのくらいの近い数字が下がっています。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　大体間違っていないだろうと、こういうことでありまして、大体56万というと、年間のうちの一月分くらいの収入がなくなっていると、こういうことなのかなというふうに思うのです。私はこういう引き下げというのは、大変厳しいものがあると思うのです。消費者物価指数もデフレで下がっている下がっているとは言いますけれども、実際に消費者物価指数の引き下げの要因になっているのは電化製品でしょう。テレビだとかそういったものがどんどん下がっているから下がっていると。実際に我々が食べたり飲んだりする、そういう部分というのは、むしろ上がっているわけですよね。そういうことで考えると、非常に給与削減というのは、公務員の皆さんだけではないんだけれども、厳しいものになっているのではないかなというふうに思うのです。そういう点で、こういう給与のあり方ということについて、公務員の皆さんは仕事しないから、あいつら給料下げたって当たり前なんだと、こういう議論が一般的に横行したりしていますけれど、本当にそれで一人一人我々が暮らしていけるのかということを考えたときにどうなのかということを考えなくちゃいけないと思うのです。お互いに攻撃し合って、あいつら遊んでばりいんだとか、おれたちこんなに働いてるんだとか、それなのに給料低いんだ、こんなことではお互いに引っ張り合いでどんどん給料が引き下がっていってしまうという、こういう結果になると思うんですよ。これは決していい結果を生まないと思うのです。そういう人事院勧告のあり方なり、公務員の今のあり方、給与制度のあり方、こういうものについて町長、どういうふうに考えておられますか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　人事院勧告の制度というものは、やはり根幹、根っこから上のほうまでずばっとあるわけですので、私どもとしてはそれが国民的な合意を得た制度であるというふうに理解するわけで、その中で決まったことなので、それはそれとしてやはり受け入れるべ

きであるというふうに思います。

今野議員の意見、なるほどなという部分もありますけれども、それはそれとして国の制度なので。人勧の数字の出し方にしても、合理性のあるものというふうに思われますので、その人勧の制度を受け入れるということについてやっていくというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　今回、議案第８号の給与条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきたいと思います。

今回の職員の給与条例の改定は、先ほどもお話ししましたけれども、平成18年４月に改定をされました給与構造改革での給料表の切りかえに伴う経過措置を24年度は半額に減額をし、25年度以降は廃止をするという内容であります。同時に、改革期間中に抑制をされてきた若年、中堅層の号俸の引き上げ調整も行われるということでありますが、もともと給与構造改革では中高年層の職員の給料を抑制し、年功的な給与上昇を抑えるなど、全体として給料表水準を平均4.8％引き下げるという大幅な給料引き下げが行われたのであります。このため、実施に当たっては経過措置が設けられ、改定後に引き下げられた給料月額が、現行の給料月額に追いつくまでは引き下げを行わず、差額を補てんするという措置がとられてきたものであるというふうに認識をしております。

それにもかかわらず、今度はこの経過措置をも廃止をするという、まさに職員の皆さんとの約束をほごにする約束違反だと言わなければならないのではないでしょうか。経過措置の廃止対象で減額となる中高年の職員数は37人。号俸の回復が図られる若年、中堅層は75人で、差し引き増額になるからよいということにはならないと考えるものであります。中高年の皆さんにも家庭があり、また、そうした中で学生を抱えてお金がかかる、そういった方々などもおられるのではないかと想像するところであります。それぞれさまざまな生活の事情があると思います。そうした中で職員の皆さんの生活設計に影響が出てくるのは明らかでありますし、職員の皆さんの生活だけでなく、そのことが地域経済への影響、消費の冷え込みをますます助長させるということになるかと思います。

人事院勧告は、この10年間マイナス勧告が続いてまいりました。平成14年の2.03％のマイナス勧告から始まりまして、単純にトータルしまして4.45％のマイナス勧告となっております。

ボーナスについても平成13年4.7カ月であったものが、現在は3.95カ月と0.75カ月も引き下げられた状態であります。これまで本町においても、ほぼ人事院勧告どおりの給与条例の改定がされてきたと思いますが、人事院が公表している国家公務員行政職職員の平均給与の増減額は、この10年間で62万6,000円も下がっております。仮にラスパイレス指数を90として、本町職員の給与はこの10年間で年額平均56万3,000円も下がったことになります。職員数160人として、10年前に比べ年間総額約9,000万円の給与が削減されたことになり、それに見合った消費が毎年失われていくことになるのではないかと思います。

この10年間は、あたかも民間給与と職員給与を比較し、対立をさせ、お互いに給与の引き下げ競争を行ってきたかのようでございます。そうした中で、我が国の経済も長引く不況から抜け出せず、そこに東日本大震災、福島の原発事故と、ますます先行きが不透明な状態でございます。こうした状況を乗り越え、景気の回復を図る上でも、そして、被災者への一層の支援と庶民の懐を温め、消費を温め、内需を拡大することが日本の経済の立て直しに通じるものであると考えるものであります。そのためにも、職員給与の削減は避けるべきでございますし、震災直後から不眠不休で頑張って働いてこられた職員の皆さんにこたえる道であるとも考えるものであります。これから先もまた町復興のため、住民の安心・安全のために働いてもらう職員の給与は削減すべきではないということを申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君）　次に原案に賛成者の発言を許します。おられませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　賛成の立場で討論に参加します。

職員の給料が少なくなるということは、私も好んで望むものではありませんけれども、議会の議決に基づいた条例に沿って運用してきたものでありますから、決して誤りではなかったろうと思います。

世界経済を巻き込んだバブルの崩壊後、収入の減は公務員だけではなく、民間のサラリーマンを含めて農業所得等、すべての面で収入が少なくなっていることはご存じのとおりでございます。今後も大変な社会状況が続くわけでありますので、人勧が示すその方向に沿って、官民ともども日本の復旧・復興のためになっていけばいいのかなという思いから賛成とします。

○議長（櫻井公一君）　ほかに討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第８号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立多数です。よって、議案第８号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第９号　松島町特別導入事業基金条例の廃止について

○議長（櫻井公一君）　日程第６、議案第９号松島町特別導入事業基金条例の廃止についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第９号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第９号松島町特別導入事業基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第１０号　松島町町税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第７、議案第10号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　今回の町税条例、１つ、私が問題だと思っているのは、震災復興財源ということで住民税を500円引き上げると、県税と合わせると1,000円の引き上げになるということでございまして、均等割をそういう形で賦課するということになると、非常に所得低い方々まで広範囲に税金を納めなくてはならないということになっていくのかなというふうに思います。

そこで、町民税の納税義務者は何人ぐらいいるのかということと、そのうち均等割のみ納め

ている人がどれぐらいいるのか。あるいは所得税が非課税であるにもかかわらず住民税を納めている人がどれぐらいいるのかという点をまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　まず今回の条例改正で500円上がりますよということでの均等割、これについてまず均等割該当者がどのくらいいるかと。これにつきましては23年度の今の状況に合わせてお話をさせていただきますと、23年度の均等割で納税義務者が6,781人、これに掛ける500円というふうになりまして、23年度では試算しますと339万円ほど増額というふうになります。これが復興財源というかそちらに充てられる。これも10年間ということですので、松島町の均等割でいくと掛ける10倍という金になる。合わせると、県税もありますので、松島分といたしましては掛ける２倍というふうな感じになるのかなとは思います。あとそのほか細かい数字につきましては……非課税のほうは今データがないということで、ただいま調べて後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員、回答ないものについて今調べておりますが、その他の質問があれば受けます。

○16番（今野　章君）　ちょっとわからなかったのですが、私が聞いているのは、住民税の納税義務者の総数。それと均等割のみを納めている人は何人かということ。それから、所得税が非課税でも住民税を納めているのは何人かということを聞いたので、そこのところの数字を教えてくださいということです。

　それから、もう一つ次の質問なのですが、いわゆる先ほどよりお話ししていますけれども、この均等割ですので非常に所得が低い方も含めて税金が賦課されているということになると思うのです。なおかつ震災被災者もその中に当てはまっているかとは思うのですが、改めて住民税の負担軽減ということについて、町の独自施策として考えるということはしなかったのかどうか、その辺についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　まずは今度の住民税500円、この考え方につきましては、先ほど言ったように復興財源に充てる。ただこれにつきましては、松島町、宮城県、東北だけということではなく、全国的にこれに取り扱いについては、今回の震災については日本全国、国民全員において負担しましょうという考え方からであります。そういうことで、この500円についてはそういう考え方をしております。

　あと、被災者に対する減免等々、義援とかいろいろあるかと思います。この辺はちょっと分

けて、減免は減免ということで震災のほうで対応させていただきました。そういうことを含めて減免のほう、あるいは義援のほうと、どちらかというと増税的な復興増税みたいなところ、この辺は分けた考え方でというのが基本的な考え方で取り組ませていただきました。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　そうしますと、震災被災者に対する住民税減税はいつまで続くのですか。それは現状あるのか、これから何年続くのかというところがもしあればお聞かせいただきたい。今のお話だとそれをやっているのか、これからやろうとしているのか、よくわからなかったので、その辺も少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

　それから、国会のほうで川端達夫総務相は、この住民税の均等割の引き上げに当たって、自治体独自に減免制度をつくっていいですよというふうに言っているのです。ですからお聞きしたのです。ですから、私は先ほども言ったように、かなり所得の低い方まで、均等割ですからかかるわけでしょう。そういう部分についての減免というものをきちんと考える必要性があるのではないかと思っているのです。国のほうもそれは自治体独自でやって構わないと言っているわけですから、町としてそれを考えていくということはしないのかどうか、その辺はどうなのか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　まずは低所得者の方でのお話かと思いますけれど、町でそこの部分も今言ったような話があるのではないかと。その辺は自治体でという話がありますが、先ほども言いましたように、今回の震災についての復旧的なところは日本国民全体でカバーしましょうと。それは所得のあるなしにかかわらず補てんしましょうという基本的なベースがありました。そういうことを踏まえて、自治体でというお話もありますが、この復興については全員というか、均等割については全員という考え方で、その減免ということについては検討はしておりません。（「被災者の減免は」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　それから、減免の年度、24年度以降はどうかという話ですけれども、これは大震災に係る減免というのは23年度で終わりという形です。町税関係については23年度までという対応でおります。今のところそういう考え方でおります。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　先ほどの答弁を聞いていると、被災者については24年度以降も何となくやるような話にも聞こえたので確認したのです。結局やらないわけでしょう。そうすると、

結局被災された人も低所得者の人も含めて、復興だからということで、復興の名のもとに全部負担しなくちゃいけないということになるわけでしょう。私は、被災した方も含めてそうやってみんな、今、国会のほうでは、さらにもっと大変な消費税の議論をしていますけれど、そういう方々も含めて課税をされるということに問題意識を感じないのかなという気がするのですが、その辺、問題だと思いませんか。そういうことについて。私は、やはり少なくとも被災された方、低所得の部分については、もっともっと減免なりなんなりで負担の軽減をしていくという考え方が大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、舘山専門官。

○財務専門官（舘山　滋君）　低所得者に対する減免ですけれども、個別条例としてはつくっておりません。ただ、税のほうの規則のほうで、恒常的なものとして低所得者に関しての減免の制度はあります。それに基づいて、状況に応じて対応をしていかなければならないのかなと思っています。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　多分それは内部的な処理でやれるようにしているんだと思うのですが、大体そういうものだとほとんど運用されていないのではないかなという気がするのですが、どれくらい年間運用されているものなのですか。

○議長（櫻井公一君）　舘山専門官。

○財務専門官（舘山　滋君）　具体的なケースはわかりませんけれども、申請があれば、その都度その都度審査をしまして、その人の今後の所得見込みとかいろいろなものがありますので、一般の条例の審査とはちょっと異なる審査になって厳しくはなるのですけれども、低所得者、失業しているということで雇用保険などをもらっていなければ、基本的には減免になると。ただ、いつまで減免するかというのは、基本的に松島町では１年単位でやっていますけれども、他の自治体では納期単位ということもありますので、その辺も検討の必要はあるのかなと思いますけれども、やはり納税者の状況に配慮しながら、勘案しながら減免制度を適用していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　非常に一人一人の個別の状況を把握して、その状況のもとで町ででき得る範囲で減免をしていくということだというふうには思います。それ自体を否定するものではないのですが、納税する側から見ると、そういう制度が表に見えてないと納めなくちゃいけないんだと。それ以外に救済される方法はないんだというふうに思う場合だってあるわけ

です。ですから、そういう意味では、担当のところに行って相談する方はいいけれども、もう納められないと、窓口に行って相談するなんていう気持ちにもならないというケースだってたくさん私はあると思うのです。だとすればやはり、制度上のものとしてきちんと明らかにして、軽減が進められるというふうにしておかないと、活用が広がっていかないということになるんだと思うのです。ですから、やはりそういう意味では、制度的なものとしてきちんと確立していくということも私は大事だと思うのです。特に今回の震災の問題も含めてあるわけなので、今後の減免というもののあり方について、ぜひそういうことも制度上の問題として確立するという方向も含めて検討もしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　舘山専門官。

○財務専門官（舘山　滋君）　制度としましては、規則のほうでこうこうですと要綱も入りましてあります。ただ、問題は、広報の仕方なのかなというふうに考えますので、その辺のＰＲの仕方、具体的に言いますとどこまでＰＲしたほうがいいのか、その辺もちょっと検討の課題なのかなということで、制度面よりもＰＲの仕方のほうに重きを置いて検討させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　数字的なものが答弁されていませんが、いかがいたしますか。もしよろしければここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前１１時０４分　　休　憩

午前１１時１５分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

16番今野　章議員の質疑に対する答弁から入ります。答弁、山口税務班長。

○税務班長（山口俊江君）　二十歳以上の人数でございますが、１万3,134人というふうなことでございます。先ほど課長がお話しした6,781人が納税義務者になります。非課税の人数につきましては6,353人となります。

○議長（櫻井公一君）　今野　章議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑を受けます。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　あんまり難しいことを聞かないように、わからないものですから聞かな

いようにしたいと思いますが、今、今野議員が言った所得税非課税というのは、非課税ではないのでしょう。課税所得だけれども所得税がかからない人というふうなことになるのではないですか。非課税所得なのですか。そこを一つ。

それから、町民税の均等割です。これは低所得者からも均等割をみんな取るというようなっことだけれども、町民税の非課税の、町税条例の24条に、均等割も一定額以下の人は取りませんよというふうになっているわけでしょう。これは今でもやっているわけでしょう。そこのところが２つ目です。

それから、雑損控除です。これはお願いになるのですが、私もこれを読んで十分理解できなくて、財務課長から班長から、みんなにお聞きをしながら内容を教えてもらって、ようやくうろ覚えに理解をしたわけでありますが、これは雑損控除を受けられない方、受けない方というか、受けられない方、受けることができる人が受けない方ですね。こういう人たちへの対応というのは、ＰＲもちょっと難しいんだろうなと思うのでありますが、申告会場に行ったとき、親切に教えてもらうと、こういうことは必要なような気がします。だから、実際に該当するものでも雑損控除に該当する人でも受けないで損をする人が若干あるのではないかと。申告主義ですからしゃあないんだということで切ってしまうのも酷なような気がしますので、その辺もひとつご配慮いただきたいとお願いします。前の２つはお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君）　関連がありますので２点について、山口税務班長。

○税務班長（山口俊江君）　非課税の人数、6,353人ということで先ほどお話をしたのですけれども、こちらは住民税がかかっていない、ゼロの方の人数ということになります。

あと、非課税の判定というふうなことなのですが、それは条例のとおり判定をしております。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　尾口議員の言われるとおり、所得税が課税されているかどうかということなので、所得税のほうで非課税世帯とか、そういうカウントというか用語は使わないで、あくまでも所得税のほうは課税されているかということだと思います。ただ、町のほうの町民税のほうであれば、非課税世帯とかどうのこうのと。あと国保とかそういうのでは使いますけれども、国のほうでは使わないと。

あと均等割は言われるとおり、条例でもありますけれども、地方税法に基づいて町の条例のほうで、収入があって、その中で世帯の人数とかを加味して均等割もかからない方もいるということですから、二十歳以上の方で、勤めていて、全員が均等割かかるということではな

いと思います。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　今雑損控除の申告、これは質問ではないよということだったのですけれども、その辺のＰＲ体制はと。確かにそれは言われるとおりかなと思います。それで今、申告会場では、例年と違う対応は一応させていただいています。雑損控除がこういう災害によってあると。大小いろいろあるかもしれませんけれど、そういうことで受け付けの段階で、通常は受け付けの番号を持って待っていてくださいというやり方をしているのですけれど、今は受け付けする方に雑損控除を受けますかと、あるいは被害はどうでしたかという聞き取りをしながら、事前に聞き取りをして、ワンペーパーつくって、そこで受け付けをしながら、あとは自分の番号が来たときにそれを見ながらということで、極力申告の段階で雑損控除、こういうのがあってこうだよという話を進めさせていただいております。

○議長（櫻井公一君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑を受けます。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案の反対者の発言を許します。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　議案第10号町税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

今回の町税条例の改定では、防災、減災のための施策、事業に必要な財源を確保するということを名目に、個人町民税の対象所得の10％税額控除の廃止や個人町民税の均等割の税率を平成26年度から35年度までの10年間、500円を加算しようとする内容でございます。住民税は、県民税と合わせると1,000円の引き上げになるということでございます。

先ほどの質疑でもお話し申し上げましたけれども、生活するにも困難な所得の低い方々にも負担を求めるということについては反対でございます。税制の基本は、応能負担であるべきであり、復興財源だからと低所得者にも負担を強いる町民税の均等割引き上げは行うべきではないというふうに考えるものでございます。しかも、町民税均等割の引き上げは、被災した町民にも一律に負担を求める内容であり、被災者支援にも反するものと考えるものでございます。さらに、引き上げ期間が10年間ということではございますが、本当に10年というのは長い期間でございまして、恒久的な増税措置につながっていくというようなことも懸念をせざるを得ない、そういう危険性を持つ税制改正であるということを申し上げて改定に反対

をするものでございます。

終わります。

○議長（櫻井公一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。他に討論参加はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立多数です。よって、議案第10号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第１１号　松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第８、議案第11号松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第11号松島町乳幼児医療費の助成に関する条例の全部改正については原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第１２号　松島町介護保険条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第９、議案第12号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　介護保険条例の改正ということで保険料の引き上げということになるわ

けであります。このことにつきましては、２月10日に全員協議会を開催いただきまして、説明等いただいたわけであります。資料を見させていただいていたわけなのですが、全部きちっと見ていなかったんですね、私もね。ちょっと１つお聞きしたいのでありますが、この全員協議会でお配りいただきました資料の４ページ、総給付費の内訳ということで、上段の表の介護保険施設サービスの平成25年度と26年度の金額がまるっきり同じなのですが、これは全然伸びないということでよかったのかどうか、その辺についてまずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　それでは私のほうから、２月10日の全員協議会の資料の中の４ページということで、介護施設サービスの関係で25年度と26年度の給付金の総額が同じではないかということなのですけれども、これにつきましては、第５期計画をするに当たりまして、施設入所見込みを３年間立てたところでございますけれど、最初の24年度におきましては、前にも説明したとおり、町のほうで100床以上の施設ができるということで、それから別なところも含めまして10人くらいの入所があるんじゃないかということで計算したところでございます。それから25年度におきましては、同じように隣町の利府町にできます大型の100床の施設につきまして、町のほうで試算したところで10名ということで、そういう感じで推移しまして、26年度については若干あるものの、数字的には25年度までの数値をそのまま26年度でも見たところでございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　特養ホームのベッド数がふえることと施設を利用する方がふえることというのは、全く別だと思うのです。ですから、当然利用者がふえていくという考え方に立つべきではなかったのかなというふうに思うのですが、そういう考え方というのは間違いではないですか。そういう考え方でいかないとおかしいんですよ。今から12年後に団塊の世代が75歳を迎えてピークになるというふうになっているわけで、どんどんそれまでは高齢者はふえていくわけです。そういう中にあって、この施設サービスの伸びが、25年から26年にないということはあり得ないというふうに思うのです。今、二市三町、それから大郷町で待機している人数、延べ人数で3,264人です。これを７つの施設があるので７で割ります。そうすると466人になる。多分最低でも466人は、この二市三町プラス大郷管内で入所希望してお待ちになっていると、最低この数は。200床をつくったからといっても、200人は入れないのです。ここの時点になっても。だから、伸びないということはないんじゃないかと思うのですが、

いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　第５期の計画に当たりまして、私もこの数字が同じなものですから伸びないというわけですね。その中においては、年度においては、やっぱり入所退所という感じでありますので、それらの平均をとりまして、平均というか並べまして、26年度においてはそういう25年度の施設サービスの給付費ということで考えたところでございますので、今言ったように全然伸びないということではないものでございます。

それから、先ほど24年度の人数についても、ある程度見込みなものでございますので、必ず確定された人数が約束されているわけではございませんけど、そういう感じで推計を立てたということでございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　もちろんこれはあくまでも確定された将来ではないので、予定ですから、そういうことだと思います。ただ、この予定を計画するときには、これは同じではなくて、今お話ししたように、当然高齢者の数もふえてくる、待機者も今お話ししたとおりですから、伸びるという予測に立った数字を計上するのが常識的ではないのかということを私は言いたかったということです。課長が言うのはわからないわけではないけれども、そういうことではないでしょうかと。

私、これ４％の伸び率を見て計算してみました。そうしたら、保険料にはね返る分は数十円だろうということで、大した金額にはならないということなのでいいかなというのはおかしいけれども、計算したところによると４％の伸び率で、保険料は大体30円ぐらいアップします。そこぐらいなので4,300円というふうにしてもとりあえず問題ないだろうなというふうには思いますけれども、ただ、この表をつくるときには、やはりそういう考え方が大事ではないかというふうに思ったということでございます。

それから、伸び率がないというこの問題に関連して、昨年の６月、介護保険法が改定されているわけですけれども、非常に施設関係のサービスを抑制するという考え方が働いているわけです。そういう方向性が強くなっているわけです。ですから、特に特養ホームなどのような施設は、余りつくらせない方向になるのかなと。あるいは給付のあり方を利用しにくくして抑えていくというようなこともやられてくるわけです。そういうことも含めて抑制する数字になったのかなというふうにも思ったりもしたのですが、そういうことは計画する際に念頭にあったのかなかったのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　今回の計画策定に当たりまして、介護保険運営協議会を開きまして、その中に施設の関係者の方もおられまして、若干今、今野先生のお話あったようなこともお話しされましたけれど、私どもにおいては、計画を立てる際にそういう抑制をするというような考えに立っては計画をしていないところでございます。運営協議会の中でもそのようなお話もちょっと聞いたところでございますけれど、計画においてはそのような抑制を考えた計画にはしていないということとをご理解願います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　それから、介護保険は３年ごとに見直しなので、毎年度こういうものを３年ごとにつくっていただいて、どういう事業計画でやるのかということも示していただいてやっているわけなのですが、本町では、施設、特に特養ホームについては建設はしないというふうに言っているわけなのです。先ほど近隣の市町村で２カ所、100床の特養が予定をされているのでということでございましたが、お話ししましたように延べ数で3,264人の待機者がいるということで、なかなか待機解消を進めることは大変だというふうに思うのです。この200床なしで考えると、さっき言ったように７で割ると466人ですから、二市三町のベッド数というのは全体で337です。そして、私、去年の８月からことしの１月まで、この７カ所の特養ホームで退所された方が何人いるか調べてみました。そうしたら、ちょうど50人でした。単純に倍にして１年間で100人ということになります。１年間で100人しか入所できないわけです。466人いるということは、４年半待たないとこの待機者は全部解消しないのです。ですから、こうなるといつになったら特養ホームに入れるのですかという話です。その前に私死んでしまいますよと、こういうことになる話ではないかというふうに思うのです。今回200床ふえるということではありますけれども、今後の高齢化というものを見据えたら、もっと施設というものについて考えていかなければならないのではないかと思うのです。本来であれば、今度の第５期の事業計画期間の中で、この施設計画というものをきちんと持つべきだったんではないかと思うのですが、その辺について、200床あるからいいんだということなのか、それとも多少待たせてもいいんだということなのか、その辺どう考えて施設計画を持たなかったのかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　待機者の話なのですけれど、確かに3,260ということで、これについては多分、今野議員さんもおわかりとおり、施設はそれぞれ複数申し込みも可能でご

ざいますので、若干数字は大きくなっているのかなと思います。

それで、第５期計画の中で施設整備計画はなかったのかということなのですけれども、これにつきましては広域型ということで、この二市三町の中での第５期計画の中では利府町さんのほうで建てますということで今進めているところなのですけれど、当然次期第６期計画、３年後になりますけれど、それにおいても多分二市三町の中でもお話をもちながら、どこの市町でも同じように待機者の解消ということで、第６期の中でもこれらは議論されてくると思います。

それから、施設整備もそうなんですけれど、私どもにおいて、うちのほうにあります特養老人ホームなのですけれど、長期も短期も今定員利用数見直しということで県のほうに相談をしたところ、ショートステイのベッド数を長期に充てるということで福祉法人のほうで今計画しておりまして、ショートステイのベッド数20というのはあるのですけれど、それを県のほうにお話しして10くらいの定員の入れかえというものも今進めているということでお話を聞いておりまして、ですから、その中でも確実に松島が10床ということでは、これは何も確約されるものでないですけれど、その際には松島の待機者を優先というと言葉はおかしいのですけれど、強くその辺を求めたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　先ほど3,264を７カ所の施設で割ったら466だよと。だから、基本的にこれでダブらないんですよ。それぐらいの数は最低限いるんだと、それ以上いるかもしれないのです。そういうことだと思うのです。

松島の長松園ですか、ここでのデイサービスの関係のお話をされましたけれども、一方でどうなのか。居宅介護のサービスが進みますよと。在宅介護を進めるのですよと言っているわけでしょう。在宅介護を進めるということは、デイサービスを充実させなかったらできないですよ。そういうものを含めて全体計画がどうなのかということは、今回全員協議会の中で示されたこれではなくて、これは本当に概要版だけですので十分な審議できませんけれども、そういうことも含めて考えていかなくちゃいけないという問題だと思うのです。ですから、ぜひ、介護保険事業計画を今おつくりになっているんでしょうから、やっぱり施設計画をどうするのかと、デイサービスも含めて、その他のサービスも含めて松島の施設サービスなり在宅サービスをどうするのかということをもっと明らかにしてやってほしいし、今までですと大体、第４期計画ではそういう施設サービスはつくっていなかったから、もう第４期の期間中にはつくりませんとやっているわけです。第５期も多分そういう計画書はそうだから、

状況が変わっても計画がそうだからつくりませと、こういうふうになってくるわけでしょう。私はそういうことではなくて、やっぱり状況の変化に応じた対応をきちんとすべきだというふうに思うのです。そういう意味で、施設についてもぜひ第５期の中でも、計画書は私が見ないうちにどんどんつくられているわけなので、ぜひ計画の内容に縛られないで、見直しもあり得るというふうにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、次の問題なのですが、いわゆる保険料算定に当たって、23年度末の基金残高が幾らあったのかということと、財政安定化基金の取り崩し、本町分770万6,000円ということなのですが、いわゆる財政安定化基金、県で管理しているわけですが、この県で管理している財政安定化基金の総額は幾らあったのか。そのうち幾ら取り崩して本町に770万6,000円来ることになったのか、その内容を教えていただきたいということと、それぞれ基金は国、県、町と３分の１ずつ出しているわけです。町の分の基金というのは保険料ですから、第１号被保険者の出しているお金ということになるとは思うのですが、この３分の１ずつをそれぞれ国に返す、県の返すということになっているわけです。県に返した分については、県のほうで介護保険事業に貢献するようにそれは使いなさいということになっているわけなのでありますが、県のほうではこの財政安定化基金、何ぼ戻って、その活用はどのようにするのかということになっているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　まず、財政調整基金でございますけれど、22年度末、いわゆる23年度スタート時点において、１億1,259万6,000円ほどありました。それで23年度の当初予算におきまして、最初に取り崩しということで2,917万4,000円ほど充てたわけでございます。それで、23年度の９月補正におきまして、決算におきます余剰金ということで1,000万積み立てたところでございます。あわせて、その補正の時期に1,574万4,000円を取り崩しまして7,750万が残高でありますけど、今回３月の補正予算に出しておりまして、約1,900万ほど基金へ戻すということになりますので、9,650万円ほどが23年度末の残高になるかと思います。

それから、介護保険の財政安定化基金につきまして、全員協議会でも説明させていただきましたが、県のほうでは、まず23年度の貸し付けとか予定額を緩和しまして、金額につきましては37億6,470万6,000円ほどと算出したところでございます。これらの金額を第５期の24年度から26年度までの県のほうでは基金が必要ということの金額を、県のほうも国で示されましたワークシートによりまして、県のほうでも13億8,000万ほどは必要というふうな感じでとらえたところでございます。先ほどの37億の金額から今の金額を差し引きまして、市町村の

ほうに交付できるのが、取り崩しができるの23億3,840万うち３分の１を交付しますということで、総体的には７億9,460万ほどということで松島町のほうには先ほどお話しありましたとおり700万何がしが交付されるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　今私が聞いたのは、要するに財政安定化基金は宮城県で管理しているわけでしょう。その基金の総額は幾らかということを聞いたのです。それが37億6,470万でいいのかということです。それでワークシートに載せて、県として最低限残しておかなければならないお金が13億8,000万だと、こういうことでいいのか。それで市町村に配分するお金23億3,840万残るけれども、そのうち３分の１しか。市町村に配分ではないですね。引き算をして、全体で23億残るので、その３分の１の７億9,460万円を市町村に返すと、こういうことですね。そうしますと、県のほうにも７億9,460万円が戻ることになるわけでしょう。だから、７億9,460万円を宮城県はどのように活用することにしているのかということも一緒にお聞きをしたので、そこのところをお答えいただきたいということです。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　この基金については、それぞれ持ち出ししまして、基金ということなんですけれども、これについては計画期間中というか、介護保険事業の中で、保険者のほうで不測の事態が生じるというか、上ができないというか、基金を取り崩してもできないというときに貸付制度というのができたところでございますので、県のほうではその貸付のために基金を保有しているということでございます。

○議長（櫻井公一君）　最初の数字は間違いないの。間違いないなら間違いないと言ってください。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　基金の貸し付けする分は、この13億8,000万から貸すんじゃないんですか。私が聞いているのは、23億を市町村と県と国で分けるわけでしょう。それで分けた７億9,460万円は県にも入るわけですよ。厚労省は、Ｑ＆Ａ、皆さんも見ているでしょう。基金の取り崩しによって都道府県が受ける返還金の使途として、保険料の軽減のため市町村に対する交付金とすることは可能かと、こういうふうに聞かれて、財政安定化基金を取り崩し、返還される都道府県分については、介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとされており、お見込みとおり取り扱って差し支えないと言っているわけ。それで、これは保険料について聞いているんだけれども、要するに返還されるお金については、介護保険に関する事業に要する経費に充てなさいと言っているわけですよ、国は。だから、７億何が

しの県で返されるお金を宮城県はどういうふうに使おうとしているのかということを聞いているのです。

○議長（櫻井公一君）　今の質疑に対する答弁は時間を要するということでございますが、ここで議事進行上、早いのでありますが昼食休憩に入りたいと思いますがよろしいですか。（「はい」の声あり）

それではここで昼食休憩をとります。

再開は13時といたします。

午前１１時５１分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

16番今野　章議員の質疑に対しての答弁から入ります。答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　介護保険の財政安定化基金についてということで、財政安定化基金の原資というのは国、県、町の保険料ということなんですけれども、会計検査院のほうから会計処理、基金のあり方ということで指摘がありまして、そのまま積んでいていいのかと、取り崩したほうがいいんではないかということで、昨年６月22日に介護サービスの基盤強化に対する何々の法律という改正がなりまして、その中で３分の１は国に返しなさいと。それで国ではそれを介護保険の基盤整備にしなさいと。あと３分の１は保険料の抑制のために町に取り崩しなさいと。あと県のほうは、３分の１取り崩したのは、それも基盤整備のほうにということです。これが改正介護保険料附則の第10条のところで、財政安定化基金の特例ということで５つの項目があります。その細かいところが今、都道府県は３分の１どうのこうのとなっています。

県のほうにも問い合わせをしたら、ではその中の数値はどうするんだということなんですけれども、この法律に基づいて基盤整備のほうにということで、特養とかそういう整備のほうの財源に充てたいということでありました。

あと先ほどの再確認ということで数値です。宮城県では、23年度末基金残高見込みということで、数値では37億6,470万。端数は切り捨てますけれども、その中で第５期介護保険で基金として必要なのが13億8,080万円と。これは５期の中で必要ではないかということでそれは取り崩しはしないということです。その残が23億8,384万円。これを先ほど言った３分の１ずつ分けるということです。ですから、国に７億9,400万、県に７億9,400万ということで３つに

なります。それでその配分で、使い方は町に７億9,000万。先ほど、国、県はこのようにするということでございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　基盤整備ということで言えば、幅が広くなって、特に宮城県は一昨年、２年ぐらい前に特養ホームの1,000床増床計画ということもありましたので、そういう方向に利用していくということなのかなという気もいたしますが、先ほども言いましたように第５期介護保険事業計画の策定にかかわる全国会議に関するＱ＆Ａと、８月22日付があるわけですが、この中でも、返還金の使途として保険料軽減のための市町村に対する交付金とすることは可能かと聞かれて、それも可能ですよというふうにＱ＆Ａのほうでは言っているわけです。ですから、宮城県の使い方はそうだということではあったのですが、保険料がの値上がりが大変だと。大体5,000円前後にどこの町村もなるだろうというふうに言われているわけで、県に対して、その活用方法として保険料の負担軽減策として使うべきではないのかというようなことを当町として申し上げた経緯はあるかないか。その辺について、最後お伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　先ほどの使い道の中では、副町長が申したとおりなのですけど、町として、今、今野議員さんおっしゃるとおり、県のほうでは介護基盤のほうに使うということなんですけれど、それを市町村のほうの保険者のほうの保険料軽減策ということで町長のほうがそういう申し入れをしたかということなんですけれど、これについては今のところはない状況でございます。

○議長（櫻井公一君）　よろしいですか。他の質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

　討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　それでは、議案第12号松島町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

　この条例改正は、第１号被保険者の介護保険料の基準額を年額４万5,600円から５万1,600円に13.2％の引き上げ、値上げをする内容であります。引き上げ幅を抑えるために財政調整基金から6,000万円を取り崩し、県より繰り戻される財政安定化基金770万円余り、これは本来被保険者の払った保険料でありますが、これも値上げを押さえるために使うということであ

ります。

しかし、介護保険が始まりました12年前は、保険料の基準額が月額2,920円で、今回値上げがされれば保険料は当時の1.47倍にもなるものであります。この間、後期高齢者医療制度の創設に伴う新たな負担増あるいは健康保険の値上げ、また公的年金等の控除縮小や老年者の控除廃止、年金引き下げ等々、高齢者にとっては、収入は減るのに負担は次々を求められるということでございました。そして、12年度は、この介護保険料の値上げと後期高齢者医療の保険料の値上げ、年金の削減ということで、トリプルの負担増が待っていることになります。

また一方では、保険料は高くなっているのに、利用したい介護サービスが使えないなどの問題もあります。例えば特養の待機者はふえ続けておりまして、二市三町と大郷町の入所希望者は、２月１日現在延べ3,264人にもなっています。介護難民が生み出されるとともに、介護地獄とも言える深刻な状況が広がっているのではないかと考えるものであります。

今、求められていることは、公的負担を大幅にふやし、利用者の負担がふえないよう配慮するなど、保険あって介護なしの状況を改善することではないかと考えるものであります。町として国庫負担の大幅引き上げを求めるとともに、低所得層の負担軽減や減免制度の抜本的拡充を行うよう求めて反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番渋谷秀夫議員。

○７番（渋谷秀夫君）　本案に賛成の立場から討論に参加させていただきます。

第４期介護保険事業の実績から見まして、高齢化の上昇、また要支援、要介護の認定者数の増加がみられます。また、介護報酬会計による上昇を算定した結果からも、介護保険基準料の月額の上昇はやむを得ないと考えるところであります。

第５期事業の重点目標であります安心できる福祉のまちづくり、また、介護を予防する仕組みづくり、そして、充実した介護の体制づくりを積極的に推進していくことを要望いたしまして賛成といたします。

○議長（櫻井公一君）　他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立多数です。よって、議案第12号松島町介護保険条例の一部改正につ

いては原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第１３号　松島町営住宅条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君）　日程第10、議案第13号松島町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　町営住宅条例の改正ということでございまして、その中心点としては、結局、公営住宅であっても単身者も入れるというような状況に公営住宅法がなったということで、その公営住宅法ができたために、逆に町のほうは、いわゆる同居家族等がいなければ公営住宅に入れないよということを原則といいますか、基本といいますか、ということにする条例を改めて整備するということになったのかなというふうに思います。

町内でも非常に高齢者等々もふえて、ひとり暮らしの方々も多いかなと思います。それについては入居資格の特例というところで、60歳以上の者も入居できるんですよという規定になってはいるかと思うのですが、若い人でも単身で公営住宅等に入居したいという希望を持っている方はたくさんいるのではないかなというふうな気もするのですが、その辺のニーズ把握といいますか、調査といいますか、おやりになったのか。どの程度そういったニーズがあるかということの把握はどうされたのか、お伺いをしておきたいと思ったところでございます。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　これまでの抽せん会で申せば、大抵が８人とか９人とか、そういった形で家族連れが申し込みをしているという形で、募集もそういう形になっていますので、そういったことだろうなというふうに考えております。

ただ、今言われたように、若い人たちが公営住宅に単身で入りたいといった部分についてのニーズという部分の調査はしておりません。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　法律のほうが単身者、若い人でも一定の収入条件等々に見合えば入れるということになっているわけですので、町の条例としても、できればそうあるべきだなと思うのでありますが、今回条例を提案するということになった根拠、こういうふうに余り若い人が入れないような条例の整備になるわけなので、なぜそうしたのかというところをもう一

度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　提案理由のほうに書いておりますけれども、住宅そのものが家族向けの住宅の形になっているということもありまして、それで募集をかければ複数といいますか、８世帯、９世帯、そういう形で応募がくるということもあります。県内でも35市町村ありますけれども、ほとんど33市町村、それから県の住宅も含めましてほとんどが単身世帯ではなくて家族世帯ということで募集をかけていくという形で条例を整備するという形になっておりますので、これまでどおりそういった形でとっていきたいというふうに考えまして、このような提案という形でございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　今までは、いわゆる単身の若い人たちが入居できるような条例でもなかったわけですから、当然だろうというふうには思います。ただ、法改正に伴って、若い人も一定の要件を満たせば入れるということになるわけでしょう。そうしますと、やっぱりそういうものにこたえていく整備を町としては当然、本来すべきなのではないかと。おっしゃられるように、現状の公営住宅の居室のあり方といいますか、内容等々を含めて同居家族がいるという、そのためにつくっているようなところがあるわけですから、なかなか単身者にそれをそのままお貸しするというにはもったいないということもあるかと思います。ただ、法律のほうでは、確かに自治体の独自性の中でそれはやっていいですよということになっていますけれども、若い人も含めて入れるような法整備になったかと思うのです。その意味では、町としてもそういう整備を考えていく必要性があるのではないかと思うのですが、その辺についてはどう考えておられますか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　今のご質問については、これまで検討してこなかったということもありますので、今後そういった形も視野に入れて検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　私も定住対策を進めるべきではないかということで、この間ずっと質問させていただいて、去年かおととしの３月の議会ではないかと思うのですが、若者向けの公営住宅をつくるべきではないかという質問もさせていただいておるわけです。私は、法律も変わったということもありますし、そういうものをきちんと考えていくということが大事だ

と思います。なおさら今後の復興計画を含めて、災害住宅は美瑛の丘のほうという、しるしを見るとあっちほうにしるしがついていましたけれども、動伝中心に住宅の張りつけとか、そういったことも言われているわけです。そうしますと、そういうものの中で、こうした若い人向けの住宅といいますか、公的な施設、住宅を考えていくということが大事だと思うのですが、これまで検討していなかったというので、私が質問しても余り意味なかったんだなと思いますけれども、ぜひそういう考え方も含めて町としては進んでいただきたいと思うのですが、その辺に実現可能性はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　もともと公営住宅というのは年齢制限で決めてとか、そういうことはできませんので、公営住宅法からですね。そういった形で、例えば部屋を少なくして単身者向けにという部分については、この条例ももう一度改正して、家族でなくても単身でも入れるような形というのは、十分に検討する余地は、もちろん建てるという前提ですけれど、十分にそういった形で単身者で若い世帯、若くなくても入れるといった部分については、改めてそういった計画に基づいてもう一度条例を変えるといった中で十分に可能性はあるというふうに考えます。

○議長（櫻井公一君）　お知らせします。

町長が今腹痛で退席していますので、連絡だけ申し上げます。

９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　今現在、単身で公営住宅に入っている方というのはいないんですか。いればどのくらいいるのですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　今現在、単身で入っている方は42世帯ございます。その中で36世帯については、特に居住の安定を図る必要があるものということで、特定入居の方が36名ということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうすると、今、今野議員が質問したようなことが、ならなければならないのではないかと。うちのほうは申し込みがいっぱいあるから大丈夫なんだと、ひとり者を入れなくてもいいんだというふうなことで排除することがかえって問題になるのではないかと。今、本当にひとり暮らしで、私も何とかしてほしいなんて言われるのあるんだけれども、町ではこういうんだよというふうな説明をして、私個人としてはお断りしているのがあ

るわけです。そうやって何十人もいて、前の人はいいのすかと。配偶者なり子供なりがいなくなったんだから、一人でいるのは仕方ないんだと、こういうことだと思うのでありますが、ただ今後は、そうなってくると所得制限に引っかかるのも出てきているのではないかと。そこの中に。所得制限に引っかかって退去してくださいというのはないんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　基本的には、今現在は収入超過者はおりますけれども、高額所得者についてはありませんので、そういった形ではないということでございます。収入超過者については、22年度で15人、23年度で17人という形になりますけれども、ちょっと単身世帯等の収入について比較はしていません。全体の数で言っていますけれども、今のところはないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　他の質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第13号松島町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（櫻井公一君）　日程第11、議案第14号から日程第13、議案第16号までは、各規約にかかわる大河原町外一市二町保健医療組合の名称変更に関する議案であり、関連がありますので、提案の段階で一括議題としております。質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。

日程第１１　議案第１４号　宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第１２　議案第１５号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

日程第１３　議案第１６号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共

同設置規約の変更について

○議長（櫻井公一君）　それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案についての討論に入ります。討論ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより各議案について採決に入ります。

議案第14号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第14号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

これより議案第15号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第15号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

これより議案第16号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第16号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第１４　議案第１７号　平成２３年度松島町一般会計補正予算（第１３号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第14、議案第17号平成２３年度松島町一般会計補正予算（第１３号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　この本題に入る前に、ちょっと町長の考え方をお聞きをしたいわけであ

りますが、議会の招集権は町長にあると。そして、議題になるものも告示をして、そして関連条例なり予算を議長に提出すると。そうすると町長の手から放れるわけですよね。そういうふうに理解していますか、町長。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　そういうことだと思います。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　まず、なぜそれを聞いたのかというと、町長から出されて、我々議案としてもらったその後に、各課ばらばらに、ここ間違った、ここ間違ったと持ってくるわけです。これは、議会を軽視しているのではないかというふうな感じをしているわけです。町長知っていますか。その内容。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　今回、数字のミスとかそういったものがこれまでよりも多かったなということは気づいております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そこで議長、今度は議長にお聞きしますが、議長はその議案を修正することに同意したんですか。

○議長（櫻井公一君）　はい。２つ目に出されましたときに、水道事業所から始まりましたけれども、勝手に提出してはならぬということで通達をしております。それで、２回目からは私の判断で承認をしました。

９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうなってきますと、今度の訂正は、款項目節までは全部合っているのです。説明書きのところがちょっと違うと。こうであれば、軽微なミスということになりませんか。職員たちが二人で来て、そしてこの議案も皆、別にして持ってきて、無駄でないですか。そうだとすれば、軽微なものについては、ここで議会で議論して訂正していいよとか、これは議運の委員長も当然でありますが、そういうふうなところで議論をして、そうすべきなのではないですか。今度のものの訂正箇所、見ていますか。議長。

○議長（櫻井公一君）　見ています。

○９番（尾口慶悦君）　そう思いませんか。

○議長（櫻井公一君）　思います。

○９番（尾口慶悦君）　だから、そう思ったんなら、そういうふうな対応をしなければならない

のではないかと。無駄なんですよ。わざわざ17人の議員のところに歩いていけば、二人で午前中ぐらいかかるでしょう。油代から人件費から見たら、無駄だと私は思っているのです。いなければ来てまた説明するというようなことになるわけですから、そういうふうなことは慎んだほうが、行政改革、行政改革と言っていて、何も改革しないでそういうものをひとつ一つ皆そういうことが出てくる。今までもずっとあるわけです。これは事務局にも私言ったことあるのですが、そういうのはやっぱり、悪いところがあれば直させると、議長もです。こういうふうな対応が必要なのではないかというふうに思いまして苦言を呈したわけであります。

○議長（櫻井公一君）　議運の会議の席上でも申し上げましたが、今後そういうことのないようにさせるということでよろしくお願い申し上げます。

質疑を受けます。

○９番（尾口慶悦君）　これも各款にわたりますので、一括でお聞きをするわけでありますが、重点分野雇用創造事業。これはかなり減額になるわけでありますが、これは今こういうふうなことにするのは、進行管理が悪いのではないかと。重点分野の雇用創造事業でこのくらいありますよと言って、鳴り物入りで議会に出したわけです。そして、３月になったらこんなに余りました、こんなに余りましたと余っているわけです。本当に重点分野の雇用創造事業に使うのだとすれば、国から来たものを一生懸命になって使わなければならないわけです。そして、事務なりなんなり停滞している事務を停滞しないようにしなければならないと思うのでありますが、３月になってから、このまま残しておくと９月決算のときに議会から追及されるからというようなことでするのかどうかわかりませんが、今ここでそういうふうなものが多々あると。これはどう考えますか。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　緊急雇用の関係でございますが、緊急雇用につきましては、緊急雇用事業ということで町で直接対応するもの、それと震災対応事業もそうでございます。重点分野雇用創造事業につきましては、町が観光施設並びにホテル等に委託いたしまして、若者の就職ということで働きかけて委託する事業でございまして、これにつきましては震災の影響によりまして、ホテル関係が、復旧隊の応援隊を宿泊させたという経緯もございまして、営業開始でサービスを重点にしたのが７月以降だということでございまして、７月以降からの採用ということで、重点分野につきましては90万を減額してございます。

あと緊急雇用で大きいものにつきましては、保育所支援事業ということで31万ほど補正減し

てございますが、これにつきましても申し込みをしたんですけれども人員がそろわなかったという経緯がございます。

あと震災対応事業で大きいものが、公共施設の環境整備の賃金ということで130万2,000円ほど減額してございますが、２人雇用予定が応募者が１人だったということで、町でも継続的にずっとハローワークを通じて呼びかけはしていたんですけれども応募が少なかったという経緯でございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、だから私が言ったのは、進行管理が、今ごろになってから減額するんでなしに、どのくらいどうなっているんだろうなというふうなことで進行管理をしておけば、今になってから、使わなかったから残ったんだ、残ったから減額するんだでなく、使わなかったなら使えるような何かがあったでしょう、時間的にも。だから、そういうふうな進行管理が不十分だったのではないかと。今３月にするのは。課長は答弁だけれども、町長は全然知らないんじゃないの。知っていますか。ああ残ったんだから仕方ないから減額しろと町長は言うんですか。そういうふうな、進行管理が十分であれば、この国から重点分野だの雇用創出だの何だのってどんどんしなさいと言っているのに、金余ったから、使うところないからというふうなことで減額というのは、適切な処理ではないのではないですか。と思うわけですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　確かに国からの補助で、これは制約とか結構難しいというか、条件もあるということもあります。ただ、尾口議員さんが言われるように、町としてそういう財源があるのであれば、内容とかをよく吟味して、使えるものは使ったほうがいいという財源であるということは確かにありますので、募集して来なかったというのは、一部は言いわけということもあるので、財源で緊急雇用できるのであれば、何か鉛筆をなめるという言い方はあれなのですけれども、町として役に立つ内容として今後も、そういう財源があればしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、だから申し上げているのです。進行管理をうまくやれば、わかることなんですよ。今３月になってからでなしに。今は仕方ないと思うんです。使わないでしまったんだから残ったと、残ったから仕方ないと、こういうことになるのですが、当初こうしたんだけれどもそのぐらいにならなかった、ならばどうすればいいんだというふうなこ

とで進行管理をしていけば、こういうふうなことが出てこないのではないかと申し上げているわけです。

来年も緊急雇用も何も出ているわけですが、来年はこういうことのないように、ひとつしてほしいと。私ら議会で議論するのは、このぐらい緊急雇用でやりますよ、はい雇用創出でやりますよというから、やりなさいと、こういうことで議決をするわけでしょう。それはやらなければならないんですよ、あなたたちは。やらないで、人いなかったんだ、いかったんだ、することなかったんだでは、それなら議案なんで出すんですか。出した以上はやるというふうなことにならないと、責任ある行政としては好ましくないのではないかなと、こんなふうに思うわけです。

それから、町村会の負担金のことなのですが、議会の負担金も、県の議長会の負担金も、監査委員協議会の県の負担金も減額です。町村会は減額ないのですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　議長会とかの内訳は、いろいろな地震のための研修とかそういうのを取りやめたということは聞いていますけれども、一番、議長会、町村会、監査委員の中でも議長会と町村会は自治会館の管理費、あれは面積案分でいろいろ計算が変わったということで、当初、去年もおととしも、議長会は当初で予算を増額しております。町村会のほうは、資金が23年度はあったということで増額はしませんでした。ですから、研修とか取りやめた分を基金のほうで調整したということです。議長会とかは、基金とか残高がないということだったので、それで調整がきかなかったということです。

ただ、来年度の話は、町村会でも、直接関係があるのは自治会の管理費とか面積割とかになるので、それは来年度は増額になるようです。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　いずれにしても、ここは松島町だけ町村会の負担金を出しているのではないのでありますが、ただそういうふうなことまで、大変窮屈だ窮屈だと言っているわけでありますから、そういうふうなことまで町村会の会議なりなんなりのときにお話をしていただいて、少しでも少なくて済むような対応をしてほしいなというふうに思います。

それから、11ページの財産管理費で、役場庁舎の災害調査業務委託を減額しているわけでありますが、29ページでその他公共施設の災害復旧調査費で150万増額をすると。これはどんな関係で、片一方は財産管理で見た、片一方は災害で見た。29ページです。どこか統一されないのですか。この29ページのも、国庫の補助でもあるのであれば、こちらで見るのもいいと

いうことにはなるのだと思うのでありますが、どっちも町費の持ち出しでありますから、どっちかに統一されてしかるべきなのではないかなと思いましてお聞きするわけであります。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　まず財産管理費のほうであります。財産管理費、災害その他、ここについては同じ一般会計だからというお話なのですけれども、災害につきましては、災害だよということなので復興交付金を充てると。それから、前段の財産管理費につきましては、役場庁舎の被害調査、被害がまずあったかどうかという調査でまずスタートさせていただいております。そういうことなので、一般の財源を使わせていただいたと。なおかつ、ここでその他、普通財産の解体などもあります。これは前の初原のところなんかの解体などあるわけですけれども、これも国のほうで手当てをしてもらったというところで、この辺は減額調整をさせていただいておりますが、財産管理費の委託費につきましては、災害があるかどうかという調査の前段なので、こちらでやらせていただいています。そういうことでございます。災害があったので、災害復旧費のほうで対応させていただいたという流れになっております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　11ページの企画費でありますが、償還金、地域活性化・きめ細かな交付金事業の返還金。これは何なんですか。711万1,000円償還するわけでありますが、これはどうなのか。きめ細かな交付金を使わなかった理由。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　まず地域活性化・きめ細かな交付金の返還金711万1,000円の内容でございます。当初、対象事業費は6,720万、14事業を申請していたということでございます。その後、２次配分として1,080万1,000円の追加交付金がなされるということがございました。当初の交付限度額5,469万8,000円と合わせまして、松島町の交付額が6,549万9,000円で決定したという経過がございます。その後、この事業については、新たな追加の事業等ができないということで、それぞれを執行した結果、入札、契約差金等が出てきております。それで、当初の交付金額を下回った部分、この部分が今回最後の精算で返還につながるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、これも同じなんですが、進行管理さえうまくしていれば、これも使えたのではないかと。欲張ってどっさりもらったから余ってしまったんだと。きめ細か

な交付金事業なんですよ。きめ細かくやっていったら、進行管理が不十分なのではないかと。さっきも言ったんだけれど。だから、きめ細かな交付金事業の交付金をもらいました。さあ事業を発注しました。余った、どうすればいいんだと。これをきめ細かな事業にもっと使えないかと、こういうふうな疑問を持たなければならないのではないかなと思うわけです。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　この交付金の制度要綱がございまして、この要綱によりますと、新たな事業を追加しての充当はできないという縛りがございます。その関係で１つの事業の清算をした結果がこの状況ということでございます。

○議長（櫻井公一君）　答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　この事業は当該年度ではなくて、21年度に繰り越しして、その後、事故繰越という経過がありますので、企画課長、冒頭に説明不足だったんですけれども、21年度の事業で繰り越しして、その後、事故繰越という関係があります。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　それから、15ページの社会福祉総務費、災害援護資金貸付金。これは４月26日に１億400万貸付金を補正をしたんだと思うのでありますが、半分も残るというふうなことになるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　災害援護資金貸付ということなのですけれども、今回5,900万ほど減額ということなんですけど、これにつきましては23年４月に、今、尾口議員さんがおっしゃるとおり約40名の方がなるのではないかということで１億4,000万計上したところでございます。４月の臨時会でございます。これまでにおいて、15件の2,525万円ほど貸付実行を行っているところでございます。

　これは補正予算で計上した時点、１月なものでございますから、その時点でも若干の相談があったものですから、２月、３月の相談件数が約10件あるのではないかということで、約2,000万ほど今後も貸し付けがあるのではないかということで、トータルで4,500万円ということで、当初の臨時議会で計上しました１億4,000万から、23年度におきまして貸付実行される金額4,500万円と見まして、その残の5,900万円を今回減額補正させていただいたところでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　皆３月だから減額するのは減額しておけということになるんだと思うの

でありますが、その辺は、まだまだ貸し付けできますよと、こういうふうなＰＲも、財源はありますよと、皆さん大変だったらお使いくださいと、こういうふな愛の手を差し伸べるような町政であればいいなと私は思うわけですよ。だれも借りにこないから、余ったから返すんだよと。これでは、本当に血の通った町政なのかなと、私は疑問に思うわけでありますが、３月に来て、こうやって半分の減額だよということになっているわけでして、ひとつその辺は行政として十分な対応をしてほしいというふうに思います。

それから、16ページの児童福祉費の使用料。当初で51万とった。31万残ったと。児童公園でしょう、これは。児童公園の土地借り上げ料、あそこよけてけろと言われてよけたわけでしょう。たしか。災害か何かで。これはどうなんですか。契約はどういうふうになっているのか。児童公園の借地契約はどういうふうになっているのかお聞きをしたわけであります。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　児童公園の借地契約につきましては、年間53万円で契約をしているということでありまして、あの場所につきましては、持ち主のほうから売却したいという申し出がありまして、あそこの部分、全体で売却したいという申し出があって、児童公園も含めてということがありましたので、できれば借地ではなくて町で買い上げたいと。その部分だけです。その買い上げの契約ですが、８月に買い上げの契約をしているということがありまして、８月までの借地料をお支払いして、残り31万を今回減額しているという内容でございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　どういうふうな契約をしていたんですかと私聞いているんですよ。どういうふうな契約をしていたんですか。すぐよこせと言われれば返してやると、こういう契約なんですか。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　返す場合は、３カ月前までに申し入れをするということでございます。そういうことがありまして、申し入れに基づいてお返しするという協議をしてきたということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　17ページの負担金及び補助及び交付金。一部損壊住宅補修補助。これも８月19日に3,000万補正をしたわけだと思うのでありますが、2,400万も要らなくなったと。これは少し厳しかったのか、ここの何をするときにも、災害が出たときにも、一部損壊も補

助したらいいのではないか、余計したらいいのではないかと。それをこういうんだからここまでなんだということで補助する要綱をつくったわけですよ。3,000万して2,400万残ってしまったと。これはどういうふうなことなんですか。町の施策としておかしくないですか。3,000万が正しいのかどうか、それも確認したいわけでありますが、2,400万も残ってしまった。これぐらいしかなかったんだったらもう少し補助金を出しても補修をさせようというふうな意気込みが感じられなかったんですか、町長。町長の目玉でしょう、これは。議会から言われたにしろ。町長が、そういうふうなものを予算化したということですから。その目玉が3,000万して2,400万残ったなんていったら、笑われませんか、町長。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　ここにつきましては、当初3,000万ということで計上しております。これにつきましては単年度で規則をつくっておりまして、２カ年、来年度についてもこの残った部分の金額は計上させていただいて継続したいということで予算計上しておりまして、今回は仕事といいますか、業者さんも込んでいるということがあって、なかなか進まないといった部分がございますので、ことしよりは来年だろうという意識もありまして、来年度に予算配分が余計かかるだろうというふうなことは思っていたんですけれども、ここまでとはという部分については想像を超えていたといった部分がありまして、来年度、新年度予算についてもう一度計上し直しているという形でございまして、１年延ばしたいということでご提案しているところでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、3,000万、このぐらいかかるだろうというふうなことで何したわけですが、契約だけしてしまって、次の期に繰り越すんなら繰越明許でも何でもいいのではないですか。業者さんの対応のためにそういうふうなことになるんだとすれば、そういうふうなこともできるのではないかと。少し厳し過ぎたのではないかと、補助の基準が。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　一部損壊につきましては、町で単独費で50万以上については５万円、100万円以上については10万円ということで、応急修理制度とはちょっと違うのです。終わった部分について補助金を出しますよという制度ですので、ですから、まだ終わっていない方がいらっしゃるということで、終われば一部損壊の修理が終わって、完了して、完了した写真も一緒に出していただくと。契約した書類、あとは領収書も出していただいて、それを確認して10万円、５万円を補助するという制度ですので、ことしよりは来年度に移行するほう

が、まだ業者さんも見つからない、終わっていないという部分がございましたら、来年度のほうが多くなるだろうといった部分になってきているということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　予算のとり方にも問題があったのではないかというふうなことです。

それから、細かいので申しわけないのでありますが、18ページ公害対策費。自動車騒音３カ所、環境騒音２カ所とったわけでありますが、当初69万3,000円、24万も余ると。これは災害でやれなかったということですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　この測定につきましては、入札の結果で最終的には42万5,000円で落札したということで、税込44万6,250円でしたので、その差額分を減額したということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　去年も５カ所でしょう。３カ所の２カ所でしょう。去年の入札結果はどうだったんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　たしか昨年もこのぐらいの金額の請差が発生したのではないかなというふうに記憶しています。

我々、設計をつくる団体では、そういった見込みでの単価設定はできませんので、通常どおりの単価で積算をさせていただいて入札に付したということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　見込みって、前年も予算のくらい使わないで落札しているんですよ。随契でもできるんですよ、そんなことを言うのならば。その額でね。このぐらいの額であれば随契もできるわけでしょう。そうだとすれば、そんなことは理由にならないんですよ。見込みではできませんよ、設計額でなければできませんよと。毎年上がっているならば、その少ないので、去年落札した額で予算とったっていいんじゃないですか。使わないで、３月になったら余りましたと。何十万でも何百万でも、金ない金ないって言っているわけです。今、国からばんばん来てるから金ないとは町長も言わないと思うのでありますが、いいですか。だから、金ないって言っているんだから金を有効に使うんですよ。役場の会計は単年度収支なんですよ。余さないで使うというのが原則なんですから。余ったら２分の１は積んでおきなさいよと。あとの２分の１は次の年に使いなさいよ。単年度で使いなさいよと言っている

わけですから。だから、工事とかそういうのは、余さないで使うというのが本当にいい使い方なのです。消耗品だの何だのは、余すことが行政側としては大変いいことなんだけれども、工事だの何だのというのは余さないで使うということが原則なんですから。だから、もっとやるところがあるのではないかと、こういうふうなことで探して使わないと、進行管理がうまくないのではないかと思うわけです。

それから、21ページの観光協会振興補助金ほかとして342万8,000円を減額したわけでありますが、これは花火大会が海の盆になったということで余ったんですよということだと思うのでありますが、これはおのおののメニュー補助なんですか。メニュー補助ならば、ひとつ一つ出して、松島のかき小屋にやったんならかきがうんと余っているから逆にもらわなきゃないとか、こういうことになってこなきゃないわけです。これは海の盆でうちのほうで花火のくらい500万だかやったんだけれども、補助金やるといったんだけれども使わなかったと。だから余ったから返すんだと、こういうことなのですか。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　観光協会の補助金につきましては、２回ほど変更申請してございます。７月の変更申請におきましては、花火大会が海の盆に変わったということの変更で、150万ほど減額してございます。そしてあと園遊茶会も同時にできなくなったということで100万減額してございます。あと、津波の影響によりまして、事務所のパンフレットが流失したということもございまして、観光宣伝事業補助金の増額といたしまして30万増額してございます。10月の変更申請の中において、海の盆の精算がはっきりしましたので、新たに20万減額してございます。そして首都圏キャラバン実行委員会ということで、東京に町民の方々をあれしまして100万増額してございまして、全体では140万の減額でございます。観光協会の補助金につきましては、補助金交付規則の中で事業の内容の変更があった場合は、町長に通知しまして、町のほうで審査しまして変更を決定してございます。

あとほかの減額の主なものでございますが、伊達な広域観光圏推進協議会の負担金、こちら90万でございますが、これが震災の影響で全額減額になりました。あと国際観光テーマ地区の推進協議会18万1,000円、こちらも全額でございます。あと、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会負担金が２分の１減額で50万でございます。

以上が減額の内訳でございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　今の話ですと、観光協会の補助として1,500万やるわけですが、これは

表面的なもので、中は皆おのおのメニュー補助だと、余れば返すんだと、清算するんだと、ひとつ一つ、メニューで、そういうふうに理解していいんですか。観光協会の事業として、こういうふうな事業にこのぐらい補助するんだでなしに、園遊茶会は何ぼだ、観光宣伝事業は幾らだと、こういうふうな補助の仕方なんですか。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　26ページの小学校管理費、国道45号松島自歩道設置工事に伴う工作物移転工事費で100万円を減額しているわけでありますが、これはあっちで補償工事の費用を出すということで補償工事の費用を予算化したと。そうしたら、入札で使わなくなったということですか、これは。

○議長（櫻井公一君）　亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　12月に工事費補正ということで400万円補正させていただいております。予定価格355万3,000円、税抜きです。これで発注いたしまして、10社のうち９社が340万から370万の間で入札しましたが、１社が265万ということで、最低制限価格を上回る範囲で落札したと。落札率は74.6％でございますが、その残額分を補正させていただたということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　これは工事負担金として国から来るのではなしに、工事費が余ったら返還をしなさいということになっているんですか。ここのところでは５万円少なくなった、その他の財源で100万減額、一般財源310万減額ということがあるのですが、ここはどうなんです。

○議長（櫻井公一君）　亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　これは、幼体連の補償基準で、これだけの木とガードレール等を移転したら、これだけのお金がかかるということで補償費として町で契約をしていただいたお金だと私は存じております。

　それで私どもとして発注をし、落札があったのでこのとおりの結果であるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　それから、29ページ、これはちょっと意味がわからないのですが、公債

費で地方公共団体金融機構被災繰上償還金というのはどういうふうな意味なんですか。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　工事をやるために起債をしていました。その起債を借りていた工事は終わっています。その箇所が今回の震災で被災をしましたと。被災したことで今度は災害査定で国のお金が入ってそこを復旧するという形になります。その復旧する分のところのお金を繰上償還をするという、そういうふうな通知に基づいて繰上償還するということです。ですから、そこに二重の投資が入らないようにという考え方です。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうすると、起債ですから借りるわけですね。借りたんだけれども１回工事終わりましたと。起債を受けた工事は終わりましたと。そしてそこのところが被害を受けましたと。これは補助災になりますと。そうすると補助災のもので補助金が出ますと。そうすると前の起債は、何ぼかかろうが返せと、こういうことですか。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　起債の分はお金を借りて、今現在返しているわけです。その残りの分を一括して返してくださいと。借金がない状態にして、災害復旧のお金をそこに投資して直すという形になるわけです。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうすると起債は何のための起債だったのかなと、まず。事業費が足りないから、交付税で後で面倒見てもらうからというので起債を起こすのもあるんだと思うのでありますが、そういうものなのか。そこのところをお聞きしているんです。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　今回の起債対象は道路関係なんですけれども、10年前に道路をつくったよと。起債でやりましたよと。でも、道路はできました。10年前に。そして災害がありましたと。そうすると、これをそのまま町単独で直せばそれはいいのですけれども、今回補助災ということで起債を余計もらうと。となると、前の起債の残金は、とりあえず一回返しますと。そして道路を改めて補助事業で100％近く。あと補助災と補助金ということで借りるので、ダブルカウントにならないようにということです。そのためにこの分の前残った分は一回返すということです。それで、新しく道路をつくるのは、補助金と補助の起債で改めて借り直すということです。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　それから４ページの国庫補助金、弔慰金等負担金が、この間も説明を受けたわけでありますが、3,875万減と。そして県で6,312万5,000円ふえたと。この相関関係はどういうことなんですか。これと県の補助との関係はないんですか。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　災害弔慰金の負担金の今回の減額なんですけど、23年の４月の臨時議会においては、実際には国のほうの２分の１ということで計上したわけなんですけど、今回これは国のほうの負担金ではなく、県のほうにということで一括で来るということで、今回この部分を移しがえしたということで、今回これを減額させていただいたところでございます。これにつきましては、５ページの災害救助費負担金の中に組み込まれております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　災害救助費負担金。この災害弔慰金等負担金6,312万5,000円。だから、この相関関係はどうなっているんですかと。3,600万見たんだけれども、見方間違っていたと。国の上げるのを間違っていたと。こういうことでしょう。3,875万は。そして、今度は県費で見たんですよと。この六千何百万のうちの3,875万ですか。これが県費で見られるというふうなことですか。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　５ページの災害救助費負担金の中の災害弔慰金等負担金の中の6,312万5,000円の中にということで見られるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、この6,312万5,000円の中に、国費の分で見ていたものが間違って上がったんだから三千何百万のものが入っていると。あと三千何百万は何なんですかと。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　差額は県の負担金でございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうすると、差額は県の負担金だといったって、弔慰金の負担金。これは新たに出るんですか。国に上げておけば国のも出たのですか。その三千何百万の差額分は。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　今回、弔慰金に関しても、若干歳出のほうで増額しておりますので、それらも含めまして、当初23年４月においては国の部分3,875万円を見ていたんですけれど、これは県のほうに移しがえするんですということで、今回新たに歳出を見ました部分

も含めまして、災害弔慰金負担金の6,312万5,000円の中で見たということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうだとすれば、これではわからないんでないですか。議員はわからなくていいんですか。かえってわからないほうが、内容わかってもらうと困るからということなんですか。おれみたいなわからない人が聞かれるように予算をつくるのですか。大体、説明も移しがえしたんだと。国の国庫災害弔慰金負担金を今度は県費だよといって、見たらば6,312万5,000円だからどうなんだと。素直な質問なんですよ、私は。だから、こういうふうなのはわかるようにしなければ、副町長も情報の共有と言っているんです。情報を共有できないでしょう。わからないんだから。わかるようにしなきゃないんですよ。だと思うのでありますが、そういうふうに今後はしてください。

それから７ページ、財産貸付収入134万。これは災害でだめになったからというふうなことですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　災害でということであります。該当する施設になりますけれども、パノラマハウス。これは１年間使えない状態になります。壮観山は１カ月使えなかったと。あとグリーンハット、これも１カ月使えなかったということで、その辺の精算をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　それから７ページの特別導入事業基金繰入金、これは22年度の決算で、大した額でないのでありますが163万1,868円とあるわけです。基金。これ額が違うのですが、22年度の決算をしてから23年度に支出があったんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　23年度も利子分の支出ということで、県で積立拠出していた部分の基金の元金の利子分ということで返還してございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　それは幾らなんですか。

○産業観光課長（阿部祐一君）　すみません。手元に返還分の資料を持ってきておりませんので。

○９番（尾口慶悦君）　ではいいです。

○議長（櫻井公一君）　では次に質疑。９番尾口慶悦議員、いいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございますか。

質疑者おりますので、ここで休憩をとりたいと思います。議事進行上ここで休憩をとります。再開を２時30分といたします。

午後２時１５分　　休　憩

午後２時３０分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

それでは、平成23年度松島町一般会計補正予算（第13号）についての質疑を受けます。２番佐藤皓一議員。

○２番（佐藤皓一君）　２つお願いします。

３ページのたばこ税、大幅にふえていますが、理由について、見当がつけばお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　たばこ税、見当つけばということで、うちのほうで見込んでいる大きな理由の１つにはなるのではないかと思っていることは、どちらかというホテル系にたばこなんかは多く落ちているようです。救援部隊の方が各施設にお泊りになっていると。そこに流れているたばことか何かが、町内の一般の店よりは、今まで以上に押しているようです。そういうことでうちのほうとしては、たばこが伸びているのではないかというふうに見ております。

○議長（櫻井公一君）　２番佐藤皓一議員。

○２番（佐藤皓一君）　15ページの３老人福祉費とあります。意味は当然わかりますけれども、これからの時代に向けて、私ももう差しかかっていますので、同じことなんですけれども名前を変えただけでもちょっと気分が変わるということが、これでいいのだと言われればそれはそれで構いませんけれども、将来的に検討の気持ちがあるかどうか。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　今の時代、今後沿うかということなんですけれども、予算の見方、つくり方というのもあると思うのですけれども、一応予算をどのように款項目つくるかというと、地方自治法に基づいて、施行令の中で、県は、町はこういう項目でという目安があります。それに沿ってつくっているものですから、ここであれば老人福祉費ということになっております。

○議長（櫻井公一君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑を受けます。８番高橋幸

彦議員。

○８番（高橋幸彦君）　私もごく簡単な質問を３問ほどお願いしたいと思います。

最初に16ページ、保育所費の７節賃金、臨時保育士賃金が291万の減額になっています。聞くところによると、１日と半日と１日の調理人各１名が少なくなったということで、震災関連だと思うのですが、それでいいのかどうか、まずそれから聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　臨時保育士の賃金でございますけれど、これにつきましては当初１日保育士が10名で予算計上しましたけれど、実際ところ３月においては９名、その間の４月から11月においては８名で対応したところでございます。当然募集はしていたところなんですけど、応募がなかったということでございます。同じように半日保育士も７名予算を計上をしたところなんですけれど、実際のところこの３月を迎えまして５人での対応になったということで、それらの募集はかけたものの、応募がなかったことによりまして今回臨時保育士等の賃金を減額させていただいたところでございます。

○議長（櫻井公一君）　８番高橋幸彦議員。

○８番（高橋幸彦君）　震災とは直接は関係ないということですか。そうしますと、これはよく今野議員さんが言っているように、やっぱり正職とのあれではないんですかね。扱いが違い過ぎるのではないかと、そういうような反省点はないのかなと思いまして。実は、震災関連だとすると、私はこの支出だけ減額するのではなくて、歳入のほうも減額しなければいけないのではないかなと思って、それであえて質問したのですが、臨職の扱いといいますか、それのことについてはいかがでしょうか。その原因等については。

○議長（櫻井公一君）　答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　確かに臨時職員、条件がということはあると思うのです。単価もありますし、あと通勤とか。それで今回、23年度、一番来なかったのは半日保育関係の方々が募集の割合には来なかったということで、一応24年度に向けて単価の見直しとか、条件とかをプラスアルファということにはしております。

ただ、正職員と臨時職員のあり方というのは確かにあると思うので、24年度は正職員のプラスアルファということでは募集をかけて、予算の中でもなっております。

○議長（櫻井公一君）　８番高橋幸彦議員。

○８番（高橋幸彦君）　ぜひ臨職が埋まるような年になればいいなと思っております。

次に、25ページ非常備消防費の中で18節の備品購入費、救命用ボート購入で資料もいただい

ているのですが、３艇ということで、これはどちらに配備されるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　今回のこのボートの配備につきましては、今回の震災によりまして大分地盤沈下もあるということ、それに基づきまして内水がなかなか排水できない状態が続くのではないかということも想定いたしまして、１分団、２分団、３分団、いわゆる海岸線沿いを担当している消防団について配備を考えております。

○議長（櫻井公一君）　８番高橋幸彦議員。

○８番（高橋幸彦君）　大体そういうところではないかと思ったのですが、もしあれだったら資料に、こんなに余白ありますので、配備予定を入れてもらえばいいのではないかなと思いました。

それと28ページ、11款災害復旧費の２項農業用施設災害復旧費で、13節委託料が790万の減額補正になっていますが、これはほかのところの提案理由の説明で町長が言っていましたように、災害で、災害復旧を先にやるために事業を結局やらなかったというのが結構あったんですけれども、これは災害に関したことなのに減額補正というのはどういう理由なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西　傳君）　ここの部分につきましては、農業用施設災害復旧につきましては、ほとんど土地連のほうに委託しておりまして、その部分の精算による減ということで、当初といいますか、補正、補正で何回か来てきまして、合計で既に4,370万が3,580万で精算ができたということで、790万が余ったという形になりますので、減にして精算したいという形で対応させていただくということでございます。

○議長（櫻井公一君）　８番高橋幸彦議員。

○８番（高橋幸彦君）　わかりました。

先ほどの尾口議員さんの質問の中にもありましたが、予算書で金額の大きいものの資料を、ぜひもう少しわかるようにつけていただきたいなと、これは要望ですが、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　まず、若干教えていただきたいと思いますけれども、11ページの広報広聴費582万7,000円に対する100万円の減額ということであります。この100万というのは、入札の執行か何かか。100万というのは、予算の17％に当たるというようなことでありますので、

入札によってこれだけの差額ができたのかどうか、お願いします。

○議長（櫻井公一君）　答弁、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　まず、入札差金、契約差金ということでございます。予定価格360万ほどに対して落札が135万4,000円ということで、契約率が37.57％ということが主な理由ということでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　予定価格に対する37％と。物すごく安い落札ですね。こうなると、執行部側にとったら安いのはいいのかもしれないのですけれども、非常に広報、頑張ってもらって、一生懸命やって、見やすくなっておりますけれども、やっぱりこういうものも地元優先とかというふうにして常に議会でも、執行部側でも考えられているとは思いますけれども、これだけ安いと、なかなか地元の業者が入れないのかなと。これを今やっているのは地元ですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　現在の業者ですけれども、石巻市の株式会社鈴木印刷所でございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　これは毎年の分科会の中でも話になるのですけれども、やっぱり余りにも安いということになると、地元の業者はとれないと思います。そういう中で、その辺も含めて、しからば地元の業者がこのようにやれるのかというと、私がこんなこと言うと失礼なんですけれども、なかなか難しい部分もあるかもしれませんけれども、やはり37％というのは異常な契約かなとは思いますので、その辺のことを地元のことも含めて、これから執行してもらいたいなと思います。

それから、15ページ、20節災害弔慰金、これは関連死というふうになっております。500万。亡くなった方は500万ということでございますので、町内では16名亡くなっていると。プラス関連死１名ということでよろしいんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　今回の災害弔慰金の補正予算でございますけれど、災害弔慰金につきましては、これまで16名の遺族の方に6,000万を支給したところでございます。今おっしゃるとおり関連死ということで、県と協定を結びまして、12月に４名の方を審査依頼したところ、４名の方すべて関連あり、１月に２名の方を審査依頼したところ、うち１名は関連

ありと審査会で決定されたところでございます。これらも含めまして、執行残も見まして、今後この方たちの弔慰金の支給に関して不足分を今回計上したところでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　ということは、５名が関連死したというようなことでありますね。これは関連死ということになりますと、病院で認定されるわけでしょうから、そんなことはないんですか。病院の先生が当然認定して関連死だと、このように認めるわけでありますでしょう。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　県の審査会の構成メンバーは、審査委員のメンバーは５名でございます。５名のうち県の職員が１名入った以外は、弁護士さん、それからお医者さん、あと内訳はいろいろありますけれど、とりあえずそれらの職種の方で構成されまして、その５名の中で審査されて、関連あり、なしの審査をされたところでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　ということで５名の方がなったと。これは、もう震災から１年になりますから、もうほとんどこれからはなかなか申請しても難しい認定になるのかなと思いますけれど、大体この申請の受け付けというのはおかしいですけれども、これからのものは関連死としては認められないというようなことがあるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　実際のところ、これからのは受け付けられないということではないです。現実的に、先ほど今回お話ししたのは、若干その後この協定ができたのは９月ですので、その後にいろいろ私のほうでも広報に出しまして、それから関連団体ということで民生委員協議会のほうでも研修の中で議題を出しまして周知を図りまして、今回４名、２名、合計６名の方から出されまして、聞き取り調書を遺族のほうから書いていただきまして、今回県のほうで審査していただいた結果でございますので、１年たつからということの決まり的なものは、県のほうからも、別に審査会の中ではない状況でございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　わかりました。

　続きまして15ページ。先ほど佐藤議員が言いました老人福祉費から20節の扶助費、特別敬老祝金80万減額になっております。この80万円なんですけれども、当然予定を立てて、ことし88歳、100歳になる人何人だということをわかって計上して、そして80万が残になったと。亡く

なったのかどうか。地震で、震災でとてもいかなかったのか。その辺はどのようなことなんですか。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　敬老祝金でございますけれど、当初予算においては99歳の方、いわゆる祝金10万円でございますけれど、これは当初においては５名の方を計上したところでございます。実際に23年度では２名に落ちつくのかなということで、今回３名の方の10万円で30万円減額。それから、88歳の敬老祝金は５万円でございまして、これも当初においては79名の方を見ていたところですけれど、最終的には10名の方が減になるということで50万の減額ということでございます。別に震災の関係ではなくて、今色川議員さんおっしゃるとおり、当初では住民基本台帳で見ていたんですけど、やっぱり今お話ししたとおり、亡くなられた方がこの人数でございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　わかりました。

この震災時で敬老祝金、町長来るの待ってたんだけれども、あの状況の中でなかなか行けなかったと思いますけれど、皆さん、予定された人、全員の方に町長行かれたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　大橋町長。

○町長（大橋健男君）　すみません。私も担当のリストをすべて見ているわけではなくて、正直なところ。今月はこの方ですよと。町長が行くのは元気におたくにお暮らしの方ですということで選択して行っていますので、必ずしもすべて私が行っているわけではないということをご理解いただきたいと思います。基本的には担当のほうですべてリストを上げて、それに基づいて業務を行っているということでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　すべての人には行かれないという答弁なんですけれども、やむを得ない事業があるとき以外は町長が行くと。やっぱり町長、町長が来るのを待っていると思うんです。皆さん、私のところに来たよ、私のところには来なかったよと、そういうことになると、やはり町民の心情を害するということもあるので、やっぱり一言、町長から電話でも何でも入れてもらえば、ああ町長から電話来たと、そのようになるかなと思いますので、その辺の心配りです。やっているのかどうかはわかりませんけれども、そのようなことをやっていただくと、町民としてはうれしいのかなと思いますけれども、そういう電話なんかは町長やっていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　電話はやっておりません。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　できたら一言こういうわけで大変申しわけございませんというふうになれば、うれしいのかなと思いますので、ひとつお考えいただければと思います。

それから、17ページの災害救助費なんですけれども、先ほど尾口議員も質問なさっておりました。私は、ここで前回この15節と19節、損壊家屋等解体工事とか、一部損壊とか、半壊とかいろいろなことで、解体する、修理する、そういうことですね。改めて最新で全壊の方、何人申し込みされて何軒解体したのか。半壊状態の中で、申し込みを受けて、どのくらいの工事をやったのか。一部損壊も含めて、わかったら教えてください。資料がありました。すみませんでした。私、見てませんでした。すみませんでした。どうも失礼しました。

それから18ページ、インフルエンザです。今、インフルエンザがすごく多いです。それでインフルエンザにかかりやすい年齢というと、今の中学校３年生ぐらいまでだと。それ以上の方は年を重ねるごとになりにくいということで、私たちはなりにくい部分に入るのかなと。そういうことで中学校３年生までだと。今、中学生、小学生も含めて、インフルエンザの注射をした人、大体何％ぐらいがしているのか、これを把握していますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　今のインフルエンザに関しては、新型インフルエンザに関しては助成制度ということで、平成21年度に猛威を振るいまして、町のほうでも21年度、22年度と実施したところでございますけれど、その後、新型インフルエンザはワクチンも開発されまして、季節性のワクチンで対応可能ということで、今回ここの補正に上げて減額したのは、23年度においては新型インフルエンザの事業というのは国のほうでも実施されなかったということで、これは23年の３月においては当初で上げたところでございますけど、今色川議員さんおっしゃるとおり、あと一般的な季節性のインフルエンザについては助成の対象になっていないことから、それぞれの医療機関で自己負担で受けるということなものですから、町のほうでは小学生何名、中学生何名がインフルエンザの接種を受けたかという数字は、把握はできないところでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　できたら、できたら把握まで努めていったほうがいいのかなと思います。ということは、今学校に行っても、学級閉鎖とか何かということもほかではあるわけです。

そういうようなことで、していなくて肺炎になるとか、あんたしたのかとか何とかと生徒同士でやっているわけですから、そういうことでしなくてインフルエンザにかかったとか。そういうようなことで、今度は父兄でそういう話とかうわさとか、そういうものがだんだん広まってくるわけです。そういうことなので、もしできたら、お金もかかることなんですけれども、把握に努めていただければと、これからですよ、よろしくお願いをしたいと思います。そして、私の子供もこの間Ａ型やって、そして先週はＢ型やって、２週間休んでしまったんですけれども、そういうことで学級閉鎖とか、そういうことを含めて小学校、中学校、どの程度ことしはあったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　３月２日現在ということでございまして、９クラスで学級閉鎖がありました。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　９クラスというようなことでありまして、これから３年生、非常に入学試験が間近になるわけです。そういうことも含めながら、やはりインフルエンザ対策というのは、学校で一生懸命うがいとか、手洗いとか、そういうことは慣行していると思いますけれども、なお一層予防について頑張っていただければと思います。

それから、20ページの林業費、松くい虫。予算が、林業費全般で2,873万4,000円。残が、減額補正が30％です。890万8,000円。これは松くい虫伐倒駆除業務他となっておりますけれど、この中で一番大きい執行残、それは何でしょうか。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　林業振興費の減額の内訳でございますが、松くい虫の航空防除、特別防除でございますが、震災の影響によりまして、松島町は実施可能でしたが、石巻、東松島等でできないということもございまして、航空防除で230万円を減額してございます。あと地上散布でございますが、地上散布につきましても手樽地域でがけ崩れ等がございまして、松くい虫の防除車が入っていけないということもございまして散布面積が減ってございます。その関係で100万減ってございます。

あと年々被害木は減ってきておるわけでございますが、被害木の減少ということで200万ほど減額してございます。

あと、ふれあいの森づくり業務委託ということで、緑の羽根の募金をいただいて実施している事業でございますが、春につきましては緑の羽根の募金を集めることができなかったとい

うこともございまして、23年度の業務については取りやめにするということがありましたので、それで150万円を減額しております。それらが内訳でございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　航空防除、ヘリコプターというのは、松島だけでなくて東松島も石巻も一緒になってやるわけです。ということになると、やはりいたし方がないと。そして、何よりもことしはこの地震で、被害がばっと広まっているところにヘリコプターを飛ばせないということになりますと、来年もふえるというような可能性がありますけど、年々、松くい虫の関しては減少傾向にあるというようなことで、これは何よりもよかったのかなと思います。それで、樹幹注射は予定どおり行われたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　樹幹注入につきましては、今、薬効も１年延びまして、７年間利用活用できるということもございますけれども、今年度も実施してございます。54本に実施しております。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　25ページ、救命用ボード、高橋幸彦議員も質問いたしました。１、２、３分団に配置するんだよというようなことであります。ボートは当然ゴムボート、消防分団のほうに置いておくと思うのですけれども、ふだんは畳まれているわけでしょうか、そのままの形状なのでしょうか、どちらなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　このボートにつきましては、救助用専用ボートでございまして、ふだん畳むものではなくて、空気の入った大変厚いゴムのものですので、車のタイヤと同じような感覚でとらえていただければよろしいかと思います。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　私は、ばっと広げると空気がひとりでに、そういうものを考えたものですから、どっちなのかなというふうなことで質問したわけですけれど、そういうゴム製品は耐久性の問題があるかなと。その辺で、そのままの状況の中で何年ぐらいもつのですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　この救命用ボートにつきましては、平均20年はもつと言われておりますので、その使い方にもよるのかなというふうには思いますけれども、大事に手入れをしていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　こういうのは使わないのが一番いいのですけれども使わざるを得ないという状況の中になった場合、当然操縦する人がいるわけです。そういうときは消防分団の人か消防署、そういう本当に決められた人ではないとだめだと思うのですけれども、よく私が言うのは免許。船などをするときは免許を持っていないとだめだというようなことがある。こういう災害時のときは、そういうものは必要ないとは思うのですけれど、訓練とか何かというのはやっていかければならないのではないかなと。全くのど素人が、船に乗っていない人がこんなことをやったって、非常に難しいと思うのです。そういう訓練が必要だと思うのですけれど、どのように考えていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　これらの訓練につきましては、塩釜消防本部に既に申し入れをしてあります。購入してボートが配備され次第、関係分団のほうから人員をリストアップしていただいて、１分団、２分団、３分団には漁業者がいらっしゃいますので、船の免許を持った方がいらっしゃいます。今回ゴムボートには２馬力のエンジンが１つ付きますので、そういった訓練も含めまして取り扱いの注意事項、人命の扱い方、乗せ方、そういったものも含めて訓練を想定しております。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　わかりました。

それから、27ページの文化財で瑞巌寺。減額になっておりますけれども、当初より早く終わったための減額かなと思うのですけれども、今回聞きたいのは、私たちも見せてもらいました。瑞巌寺。議員全員で行きました。それから公募しまして、瑞巌寺をごらんになる方はということで階段を上がって見ました。どのくらい課長見たのか、わかりますか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　ごらんになった方の人数については把握していません。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　これは減額になったのですけれども、これは工事を大体10年のスパンで見ていますけれども、予定どおり工事は進められているわけでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　工事は予定どおりでございます。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　ちょっとあちこちになって申しわけないんですけれども、今回、瑞巌寺の工事が始まるというとき、観光客にも見せるような配慮を考えていきたいというようなことがちょっとあったのかなと。地元の人たち、檀家さんの人たちは、希望者によっては行きましたのですけれど、実は第１常任委員会で姫路城を見に行きました。松島の場合は15億、16億の工事費。姫路城は28億。規模が違うので一概には言えませんけれど。あそこはばっとエレベータで行って、天守閣まで間近に行って私たちは見ることができたのです。瑞巌寺もこのようになれば、お客さんにはよかったのかなと思いながら、今言ってもあとのまつりでございますけれども、これは初めてのあれだけの大規模だったもので、ちょっと瑞巌寺もこのようなことをやればよかったのかなと思いますけど、この後まだ工事残ります、観光客の方などに少しでも、申し込みしなくても、外からでもこういった工事の状況がわかるような考え方というのは、配慮というのでしょうか、見せるというのでしょうか、そういうものは考えられませんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　十分考えられると思うのですが、今はもう足場がかなり煩雑にありまして、申し込みをしなくても見れる状況をつくることが非常に難しい状況にございますので、現段階では難しいと思います。将来的にもうちょっと工事が進んだ段階で、それが見れる状況というのはつくれるかもしれません。

　それから、今一番の売りは、ご本尊様が目の前で見れるということなのではないかなと思っております。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　そういうことでもし状況が可能であれば、そういうところを皆さんに見せてもらうのが非常にいいのかなと。ということは、やはり観光客が来まして、瑞巌寺に入らない人は物すごく多いのです。ひところ80万人ぐらいの入場者数が、去年は１年で17万人に減りました。瑞巌寺は。おととしは38万人ぐらいです。17万人です。それでも来るんですけれどね、ほかから見たら。そのぐらい激減しているんです。それも聞きますと、瑞巌寺は工事しているから見たってしゃあないというような声が非常に多いのです。私があそこにいますと。そういうことで、やはり瑞巌寺さんの中を、今じゃないと見られないというものを売りにしながら、やっぱり見せてもらいたいなということでありますので、町長、教育長、課長、ひとつ便宜を図っていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　ほとんど出尽くしたのかなと思うのですが。先ほどの高橋議員が質問をされておりました保育所の関係です。臨時保育士。結局その減員で保育を行ったということになるかと思うのですが、当初予算は必要な人員ということで計上したんだと思いますので、これできちんと正常の保育が実施できたのかどうかということは確認をしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　先ほどもお話ししたとおり、確かに10人のところ９人。そのうち４月から11月は８人ということでございましたけれど、それらのカバーをするというのでしょうか。それについては緊急雇用の中でも、各保育所に補助員という形で配置しまして、それらの方の力、それから若干所長さんたちにもお力をいただきまして、今回、募集した人数よりは少なかったのですけれど、そういう形で、まだ終わっていないんですけど23年度を乗り切ったような形かなと思いますけれど、ただおっしゃるとおり、定員に対して少なかったものですから、ほかの保育士の方には、ご負担にもなったのかなと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　なかなか臨時職員ということで、いわゆる報酬といいますか、そういうものも含めて、半日であるとなおさら難しいのかなというような気もします。ぜひ、私は常々正職員をふやすべきだというふうに申し上げていますし、先ほどのご回答では、新年度から若干ふやすという方向でもあるようでありますが、大切な町の子供をはぐくむという場所でありますので、ぜひその点では正職員でできるだけ対応できるような形にしていただきたいということはお願いをしておきたいというふうに思います。

　それから、若干戻って地デジの関係で、共聴施設の保守業務委託料で残額が計上されて、事業が終わったということだと思いますけれども、３月30日でアナログ放送停止ということになるわけでありますが、町内一戸残らず、全部デジタル無線を共聴することができるようにこれでなるのかどうか。できない世帯が何軒あるのかというところを教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　現在、恒久対策がほぼ97.8％終わったということでございます。ただ、100％には至っていないということで、衛星対策というつなぎの対策なんですけれども、この衛星対策をとっておられるのが、現在46軒ございます。ただ、それぞれの方々については、国総務省なり、デジサポなりと話が進んでおりまして、なおかつ今震災以降、工事業者

が大変込み合っているということもございますけれども、見通しはほとんど立っているという状況下にございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　そうしますと、この衛星放送対応の46軒があるということで、これでほぼカバーできるということなんですか。ちょっともう少し詳しく、何軒残っているのかということをお知らせください。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　ただいま申しました46軒の方の対策が終わって、すべて松島町としての地デジの恒久対策が完了するということになります。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　ただ、この衛星も恒久的ではないですよね。これは何年かですよね。１年だか２年だか忘れましたけど、その期間なわけで、それ以降の対応というのは、それぞれ個人がすることになるのか、町がどういった形かで支援をしていくのか、その辺はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　今回の恒久対策につきましては、個人負担を若干伴いました。7,000円という金額でございますけれども。それで一応国のほうの手当てはすべて完了という扱いになります。ですから、今後、耐用年数は10年以上もつということにはなりますけれども、それ以降の対応については各個人の対応になるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　いわゆる衛星対応が終了した時点のことを聞いているのです。それが終わったとき、どうなるのかと。何か切りかえなければいけないわけでしょう。いずれ地上デジタルに。そのときの支援策というのは何かあるのかどうか、そこを教えてください。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　まず、衛星対策の方については、電波の受信状況が非常に悪いところにお住まいの方ということでございまして、恒久対策、高性能アンテナ対策になろうかと思いますけれども、こちらの工事が、今計画を進めているということでございまして、ここ１年ぐらいの間にはすべて、先ほど申しましたように工事業者さんの都合とかも、この中には事情として含まれているということがございまして、それが完了すれば、あとは今後約５年ぐらい、国のほうでも継続してこの対応はしていくということのお話は受けておりま

すけれども、それがすべて完了した後については、今のところ新たな制度は設けられないという状況でございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　要するにこの衛星対応しなければいけない地区というのは、どこかまとまってあるのか、町内にかなり点在しているのか、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　現在把握しておりますエリアが、松島地区の桜岡入、あとは手樽蛇島地区、手樽早川西地区、根廻音無地区、同じく根廻の上山王地区、手樽カヤクラ地区、高城の白坂、居網、垣ノ内地区等にそういった難視の箇所があるということでございます。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　次に移ります。

17ページなのですが、損壊家屋の解体、それから一部損壊住宅の修理制度の件なのですが、損壊家屋の解体については、申請期間が10月の中ごろまでということだったと思いますし、一部損壊は１月末ぐらいまでだったでしょうか。そういう中で進んできたということで、なかなか解体を、締め切った後にうちも解体したかったんだというのも出てきているのではないかというふうに思っております。やはりこの解体制度、大体５月の半ばごろから始まったのは。５月末ぐらいから始まって10月の半ばで終わりと。こういうことになると半年もないという期間になってしまうのです。やっぱり解体するに当たっては、次の家をどうするのかと、資金繰りをどうするのかという問題も当然あって、悩んでいる期間があって、５カ月、半年は過ぎてしまうわけです。そうしますとやっぱり申請に間に合わなかったというケースも多々あるのではないかなという気がしているのです。実際にそういう相談も私も受けてはいるのですが、この解体の申請について、10月14日で締め切ったわけですが、これを再延長して、もう一度受け付けをするということにはならないのかどうか、その辺どうなのかということをお聞きをしたいというふうに思ったわけであります。

○議長（櫻井公一君）　櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　この損壊家屋につきましては、今、今野議員さんのお話にあったように６月13日から受け付けを開始しました。国の環境省が示したのが５月ですので、１カ月に満たない期間で受け付けに踏み切ったというところもございます。８月に環境省のほうと協議をしたところ、まず受付期間、８月で締め切れないのかという意見を環境省から言われました。我々としてはもう少し延ばしてほしいというお話をさせていただ

いて、では９月末ですかと。ですから、９月末で打ち切った自治体は多かったかと思います。でも、うちのほうはもう１カ月ということをお話しして10月14日で打ち切らせていただいたと。

まず、環境省の考え方としては、この木造家屋につきましては、作業場等も含めまして３月いっぱいですべて事業を終わらせなければならないというのが環境省の考えです。その基本的なものが、危険な家屋だから解体するんであって、１年過ぎてから解体というのはおかしくないかというのが国の考え方です。今、今野議員さんのお話にあったように、いやそういうことではないよと。確かに解体したいという思いはあるけれども、なかなかそれに進めない人たちも中にはいるので、その辺を考慮してほしいというお話をしたのですが、環境省は一括して県内はすべて、木造については３月いっぱいで終わりということで受けました。七ヶ浜、多賀城、塩竈も皆同じ、利府も同じでございます。ですから、この辺は大変、国は言っていることとやっていることの差があるのではないかという戸惑いを受けながら、住民の皆さんには説明をさせていただいております。

ですから、今回、２カ年で何とかなりませんかということは再三にわたって、１月19日の災害査定でも財務省から来た査定官にお願いしたのですが、やはりだめですと、無理だということで、どうしても国の形がもう既に決まっているようですので、こうならざるを得なかったということで、住民の皆さんにも今お話を聞きたいという方には説明させてもらっております。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　国のほうがそういう姿勢だということで、なかなか一自治体があだこうだ言っても通らないというのも確かにわからないわけではないのですが、ただこれは松島だけれはなくて、震災地域では広くこういう問題が存在しているんだろうと思うのです。それでやっぱり首長さんたちも、そういう震災地域の首長さんたちが一緒になってそういうことを国にきちっと要望していくということが大事なのではないかなという気がするのです。ですから、ぜひそういう意味では改めて、もう半年でもいいです。何とか延ばしてもらうという、そしてやっぱりそういう被災者の思いにこたえていくということが大事ではないかなという気がいたします。

ぜひそういう意味で、何度も担当も頑張って交渉なさっているのでしょうけれども、もう一度この点ではお願いをして、何とかそういう道を開いていただきたいというふうに思います。

それから、一部損壊住宅の修理です。この件の補助の関係ですが、先ほどもございまして、

23年度中も一定件数の申し込みがあってということで、来年度も実施をされるということなんですが、私が見ていて非常にＰＲ不足ではないかなという気がするのです。広報に１回織り込んだということはありますけれども、それ以上に余りＰＲを見た気もしないので、元役場の職員の方で、うちも壊れて随分直しましたと。直したんだったら一部損壊の手当も出るんですよと言ったら、そんな制度あったんですかと、こんなことを言った方もいらっしゃいました。ですからぜひそれは町に申請してもらったらいいんじゃないのというお話もさせていただいたのですが、ＰＲが不足しているのではないかなというふうに思います。ぜひ来年度も実施をするということであれば、再三再四というところまでいくかどうかは別にしても、相当ＰＲをしないと、被災している世帯は、一部損壊でたしか1,500軒以上です。そのくらいの数があるわけですから、修理をしなければならないという点では、全部が全部修理工事に取りかかるわけではありませんけれども、ぜひＰＲをしていただいて、何がしかの役に立ててもらうというふうになったらいいなと思いますので、その辺ＰＲの強化をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　ぜひともそういう趣旨に従ってＰＲしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　二、三、ちょっとお伺いしますけれども、６ページにあります県の補助金が減額になって、５ページの委託金が増ということで組み替えされているんですよね。しかし、そのかわりに７ページに放課後子ども事業推進事業という委託金が出てくるのですが、これらの関係はどうなっているのでしょう。

○議長（櫻井公一君）　亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　まず、減額になったほうが６ページの８目の教育費県補助金の３節保健体育費補助金、協働教育プラットホーム事業費補助金210万。増額になったのが５ページの２項国庫補助金のうちの３項委託金、教育費委託金の１節の保健体育費委託金でございまして、実はこれは同じメニューでございます。国が大もとになっていまして、県経由で町に委託事業として210万円を上げますという制度だったのですが、これは12月に補正をとらせていただいたわけでございますけれども、私どもで事業計画書を上げましたところ、国で直接見させてほしいと。私どもでやっていることが、実は国として幼児の体力向上ということを非常に重視しておりますが、なかなか幼児の体力向上をやっているところが少ないというこ

とで、私ども事業計画書が国の方の目にヒットしたのかなというふうに思いました。それで国の事業というふうなことで取り上げていただいています。

それから、放課後子ども教室推進事業費委託金、７ページでございますが、こちらにつきましては今のとは全く違うと言っていいとは思うのですが、国の第３次補正でついたものでございまして、被災地で、松島町は被災地に入りますが、学校を使用して留守家庭児童学級を展開しているところで委託金の対象にしましょうということで、二小と五小が対象になりました。二小が42万6,000円、五小が43万4,000円。１月から３月の研修の旅費ですけれども、それから消耗品、通信運搬費、賃金、こういったものが対象になって、合わせて86万が入るということでございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　この組み替えのほうはわかりました。放課後子ども教室のほうは学童保育なんですか。

○議長（櫻井公一君）　亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　この間、愛知県の東浦町に視察に行ったときに、同じような名前で４年生以上の子供たちをそういう事業でやっていたなという気がしたのです。それで調べてみたら、21年あたりから県内でも放課後子ども事業、子ども教室というのをやっていたなということがあったので、何でいまの時期にこの事業が採択されたのかなという思いがしたものですから、その辺のところを説明願います。

○議長（櫻井公一君）　答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　私どもで採択されたましたのは、先ほども申し上げましたように学校を使用して留守家庭児童学級をやっているところということで照会がございまして、二小と五小で手を挙げたところ、これが採択されたと。面積要件、人数要件、今回は全くございませんで、これまでは一小を対象にしておりました学級のみが補助の対象になっていたわけでございますが、今回はその要件が外れたということで、23年度についてはこういったお金が入ってきているということでございます。

先ほど菅野議員おっしゃった、多分アフタースクールという制度で第２常任委員会の先生方はごらんになっていたと思うのですが、それとはちょっと関係はございません。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　この委託金ですが、事業内容、どんなものに使われるんですか。

○議長（櫻井公一君）　亀井教育課長。

○教育課長（亀井　純君）　繰り返します。担当していますこちらの放課後子ども教室の先生方の研修費、研修に要する旅費、それから消耗品、通信運搬費、賃金、こういったものが該当します。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　間違いました。出ていました。

それから、町債、土木債ですけれども、都市再生整備計画書事業債ということで710万円ということでありますけれども、多分これはもとのまちづくり交付金ということであったものだと思いますけれども、今社会資本整備総合交付金ということに変わったのですけれども、１つの名称で町債として借りるわけですけれども、事業はどんな事業なのかなということでご説明願えればと思います。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　今、菅野議員おっしゃられたように旧まちづくり交付金事業、これと全く同じでございます。名称が変わったということでございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　事業をやるから借りたんでしょう。違うんですか。

○議長（櫻井公一君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　まず、今回の補正の内容ですけれども、一番の原因となりますのが、ことしの事業といたしまして町民体育館の除去事業１事業のみでございました。これも当初の事業費が1,953万円ということでございまして、これに対して40％、これは旧まち交から補助率は変わっておりませんけれども、40％の補助金を当初見込んでいたということで、781万2,000円の歳入を当初見込んでおりました。ただ、これは５年間で40％の補助金ということでございまして、ちなみに事業のスタートが平成21年度からスタートしております。最初の年、国のほうで40％を超えた交付金、補助金が町のほうに入ってきております。ちなみに21年度は4,900万3,000円、これに対して64.28％の補助率でございました。標準が40％に対して64.28％です。22年度ですけれども、22年度までの累計で6,183万7,000円に対して53.37％の補助率となっています。それで、23年度ですけれども、これらの調整が国のほうから入りました。23年度の補助金は32万円ということでございます。それで、この裏負担というか、要するに町の単独費用分は起債を起こすことができるということになっております。

起債率につきましては、23年度90％になっております。

その関係で、要するに補助金が減った分、当初、起債借入額は870万円を予定しておりましたけれども、国費相当分が、先ほど申しました32万円に、23年度に限っては少なくなったということで、その部分さらに710万円を追加借り入れするという流れでございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　町民体育館の回収という名目ですね。わかりました。

18ページですが、母子衛生費の委託料でありますけれど、100万減額ですが、妊婦健康診査委託料と乳幼児健康診査委託料、一緒に100万円と書いてありますけれども、どちらがどの程度の減額なのか、その理由は何なのかという思いがしますので、お答え願います。

○議長（櫻井公一君）　安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君）　今回の減額でございますけれど、私どもにおいては、当初妊婦さんの健診14回ということで、対象となる妊婦さんを１回目からの検査料という形で予算を多く計上しているところでございますけれど、今回、妊婦さんにおいては13回目と14回目の健診なんですけれど、その時期には早く出産されたり、その受診する機会がなくなったということがまず一つと、それから先ほど話したとおり、母子手帳交付の時期は、もう既に１回目とか２回目の受診の時期の週を逸しているものですから、それらの受診の回数が少なくなったということで今回減額させていただいたところでございます。

内訳については、妊婦それから乳幼児健診、一緒の数字になっておりますので、合計の金額で今回100万円減額とさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　そんなにこだわるものではないですけど、どっちがどういうふうに多かったのかたという思いがしたので、もしできるなら、事業を計画どおりに進めることができるのであれば、進めたほうがいいのではないかなと思いましたので、どっちがどれだけ減ったんだろうなという気がしましたので伺ったわけであります。

○議長（櫻井公一君）　質問者から後で報告するようにということでございますので、質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　最後に29ページですが、公債費の利子償還とありますけれども、これは繰上償還と関係あるんですか。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　繰上償還とは別でございます。一借とか、そういうものを含んでの

利子償還に係るものです。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　関係ないのであれば、何でこういうふうに290万も減額になったのですかということで、説明願います。

○議長（櫻井公一君）　熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君）　これにつきましては、起債の利子、通常の利子について多く見ていたところもあり、あと一借もありまして、その辺で過大に見ていたところがありまして、ここで清算をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　３点ほど聞かせていただきたいと思います。

まず17ページです。工事請負費の中であるわけでありますが、家屋の解体があります。この中で、今この資料を見まして、大体、半壊、全壊等、その他を含みまして600軒ほどあったというふうな資料をもらっているわけでありますが、この600軒の中で査定をして、不服申し立ては何件くらいあった、その不服申し立てで変更になった件数はどれくらいあったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君）　不服申し立てというのは、申請者がこちらの示した金額に対して不服を申し立てたという理解でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

これらについて不服という取り扱いまでには至っておりませんが、もともと個人解体の場合、個人で契約した金額とは別に、町が環境省が示した積算基準をもとにして設計を組みますので、それで説明させていただいて、よければ町が契約を行いますという説明を最初からしておりますので、不服というものに値することではないというふうに私のほうでは判断しています。

ただ、実際解体して、若干面積が違うというのは何件かございます。これは未登記物件の建物とか作業場関係、こういったものの面積に若干違いがあったということで修正したのはありますけれども、実際の請負金額についての不服というのは我々のほうではとらえておりません。

○議長（櫻井公一君）　14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　不服がなければよかったと思いますが、例えば今回町のほうがこれとはまた別なのですが、一部損壊、半壊、全壊等についての査定方法です。査定方法で新たに申

請された、不服申し立てされた方はおいでになりますか。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　今の話ですと、この解体ではなくて、被災証明、罹災証明のほうの罹災証明のほうかなと思うのですけれど。解体は別個なんです。解体は切り離して。

○議長（櫻井公一君）　すみません、片山正弘議員。再質疑してください。

○14番（片山正弘君）　最初の説明で、解体等についての不服はわかりました。それに関連して、町が申請を受けたときに再審査と言われた方は何件くらいありましたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　改めて追加資料を提出しました災害関連の１ページのところだと思うのです。そこの中で、今正確な数値は把握しておりませんけれども、うちのほうで１回目に行って半壊でしたよと。それで、改めて、いや違うんでないかと。おらいでは大工さんとかに聞いたっけ、大規模半壊とかどうのこうのということですよね。それで、今ちょっと件数は持っておりませんけれども、この補正の中では関係ないと思っておりましたから、今は数値は持っていません。下のほうに行けばわかります。ただ、数件よりも数十件は来ています。その中で、実際、再度調査して、一部損壊から半壊になった件数とかはあります。あとうちのほうで何回見ても、３回以上見た方もいます。複数。うちのほうでも２班体制で調査はしていますけれども、別な目で見ても同じで、ある程度半壊ですけれども、これを大規模に上がるというのは、到底うちのほうは内閣府、国のほうの示した基準に基づいて、ただ津波だけは追加になっていますけれども、それを見ても、町としてはそれ以上上げられないということで、今１件だけは平行線をたどっております。ほかは今、改めて追加した分は、２、３日後に調査をしています。件数は今手持ちはございません。下に行けばわかります。

○議長（櫻井公一君）　14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　そういうことで、総体的なことについてお聞きしたいのですが、例えば今回解体をしなければなくなってしまったと言われたときに、一部解体で、一部建物を残して家を建てたいんだという方で解体をしようと思ったと。ところが、当時、建てる建築屋さんに見てもらったら、もうこの建物は残すことはできませんよと。完全に復元することは不可能だから、新築しなければだめだと言われた場合、そういう場合は町としての再調査とかそういうときの方法というのは、どこかかわる方法はあるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　今回は解体のほうの話ですね。一応、罹災証明の基準は、大工さんが言ったから、だれが言ったからというのはうちのほうでは関係ございません。うちのほうは、あくまでも国が示した基準に基づいて、一部半壊とか、半壊とか、大規模半壊なので、大工さんが見て、中を見て、これは壊さなきゃないとか何とかという、それは大工さんによってもいろいろ考えが違いますから、その意見をひとつ一つ取り入れてはしておりません。あくまでも国の基準に沿ってやっているということです。

○議長（櫻井公一君）　14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　わかりました。そういう何件かの方が、来られた方がいたものですから、聞いてみたところです。一部解体しようとしたらそういうのがあったということでしたので、聞いたところでございます。それはわかりました。次に移らせていただきます。

20ページの畜産振興費の中で放射性セシウムの自主検査ですか、これは自主検査の内容はどうだったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　牛ふん堆肥の放射性セシウムの自主検査の内容でございますが、町で検査したところでは検出されずでございました。

○議長（櫻井公一君）　14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　件数は１件ですか。何件あったのでしょうか。その牛ふん堆肥。この中で件数です。それで、減額された理由は、金額は小さいのですけれど、その内容を教えてください。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　和牛改良組合に入っている農家を対象にやっておりまして、一応４件のほうで調査をしてございます。

あとこの検査料でございますが、県が国の測定器をお借りしまして実施したことによりまして料金が免除されたということでございます。

○議長（櫻井公一君）　14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　24ページであります。街路事業で今回震災等がありまして、根廻磯崎線が100万円減額になっているわけでありますが、これは24年度以降の事業の推進ということでありますが、これはことしの年度からまた進むわけだと思いますが、これによって事業の推進のおくれとか、そういうものの見通しはどうなのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君）　中西建設課長。

○建設課長（中西　傅君）　この部分は震災があったというのと、復興交付金で一応計上しているということもありまして、ただ、採択がなかなか難しいという部分のご返答が来ているようですけれども、そういった絡みがあって、調整をしなければ直らない部分と、24年度には調整しなければ直らない部分。ただ、うちのほうも命題になっていますので、十分それらを組み入れて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君）　14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　これは松島としては、町長は前回、国のほうに概算要求したわけでありますが、これの中では一番メーンに取り組んでいきたいということでございますので、くれぐれもこれはおくれのないように、十分に注意しながら進んでいただきたいことを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑ございますが。４番伊賀光男議員。

○４番（伊賀光男君）　１つだけ簡単に見解をお聞きしたいわけなんですけれども、今回の一般会計補正予算について、３月の減額する金額が大きかったと。全体的に見まして。その中には、先ほど尾口議員さんも言ったけれども進行管理の仕方がまずかったのではないかというような指摘もありました。またその辺をどのような形で調整して対応していたのか。役場は当然ながら組織として、共通の課題を持ちながら動いていると思うのですが、その辺、計画と実施の差異といいますか、あるいは災害により業者の協力が得られなかったとか、あるいは職員が不足していたとか、全体的に共通する、今回こういう大きい金額が減額になった理由があるはずだったのではないかなと。その辺、この明細における提案理由書、これは各目によって説明されて、これは事務的にされているようなんですが、やはり今回、これくらいの大きい減額、これは松島だけではなくて、どこの自治体も同じかなというふうに認識しておりますけれども、特に全体的な減額が大きかったときには、共通に立った理由といいますか、そういった見解を議員方に説明していただければ、それに沿ったような、合わせたような質問になってくるのではないかなというふうに私は思うところでありますけれども、その辺の見解について、町長あるいは副町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　確かに年度末には、毎年度、ある程度の精査というのは補正ではあります。ただ、今回一番金額的に大きいのは、義援金とかもありますけれども弔慰金、あと災害関連のところの数値が多いわけなのです。これは予測できなかった数値もあると思うのです。災害救助費のところであれば、一部損壊とか、一部損壊の補助とか。これはある程度見

込んでやったんですけれども、業者が決まらず完成しないから補助できないとか、あとごみ関係とか。そういうものはここの中で、災害関連が数値の中では多いと思います。件数の中で。

ただ尾口議員が言われた進行管理というのは、災害を抜きにしても、緊急雇用とか財源があるということになれば、その内容とかそういうものは進行管理というのがいいのかどうなのかはわからないのですけれども、常にチェックしていくということは必要だと思います。

ただ、今回の全体の中のは、通常の補正は抜きにしても、災害関連が一番大きかったとは思いますけれども、来年、再来年ということを考えれば、言われるとおり、進捗状況とか内容を常に把握していかなければないのかなとは認識しております。

○議長（櫻井公一君）　４番伊賀光男議員。

○４番（伊賀光男君）　私個人の感覚で見ますと、余りにも個々、各課に任せっきりの事業ではなかったのかなと。各課で責任を持ってやれやと。ところが、進行管理と言ったらいいか、組織の中で事業展開していく中で、やっぱりおくれをとっている、どういう理由なのか、そこを全体的に何とかその辺をみんなで手助けしようというような意識が生まれてくるのが組織だと思うのです。その辺がちょっと、災害に関連しても、その辺がちょっと欠けたところかなというふうに私は感じているところなのですが、あえて同じような質問になるかと思いますけれども、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　町全体の会計でありますので、幅広いところがあります。副町長答えたように、どちらかといえば大きな部分で災害があったというところもありますし、また、進行管理上、担当課のほうで硬直した考え方があった部分もあろうかなというふうには思うのです。あと、全体で、毎年毎年のことですけれども、請負差金等もありまして、ある程度余裕といいますか、差額が出るということもあります。だから、いろいろな状況がこの補正の中には含まれているんだろうというふうに思っています。

各担当課に任せ過ぎたのではないかというふうな話があります。そういうところもあるのかなというふうに思いますが、それがすべてだとは私は思わないです。

いずれにしても、災害関係の読み切れなかった部分が多かったと。あと、一たん予算を組んで、その予算を生かす上で、硬直化した部分もあったというふうなことは考えておりますので、今後、予算執行、進行管理、これについてはきっちりしていきたいなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第17号平成23年度松島町一般会計補正予算（第13号）については原案のとおり可決されました。

ここで議事進行上、休憩をとります。

再開を４時５分といたします。

午後３時５３分　　休　憩

午後４時０５分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

次の議案に入ります前に、きょう、もし５時までに終わらない場合は若干の延長をいたしますので、よろしくご配慮賜ります。

日程第１５　議案第１８号　平成２３年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第15、議案第18号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第18号平成23年度松島町国民健康保険特別

会計補正予算（第６号）については原案のとおり可決されました。

日程第１６　議案第１９号　平成２３年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第16、議案第19号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第19号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第１７　議案第２０号　平成２３年度松島町介護保険特別会計補正予算（第６号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第17、議案第20号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第20号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第６号）については原案のとおり可決されました。

日程第１８　議案第２１号　平成２３年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第18、議案第21号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第21号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第１９　議案第２２号　平成２３年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第５号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第19、議案第22号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　ここのところに説明書きがありました。弁護士さんの指導で払わなくてもよかったと、議会から指摘をしたわけでありますが、払わなくたってよかったと。その後の対応に、リース会社から入ってきた返還金の納入を確認したと、リース料があるわけでありますが、これこそ補償補てん賠償金は減額して、４月26日には補償補てん賠償金と使用料を出したと。そして、議会で追及されて、取り下げをして28日に出し直ししたと。そのときリース料も出しているわけです。28日に。これは、補償補てんするんならば、使わないんだから、こんなもの出すのがおかしかったんじゃないか。払うのおかしかったんではないか。おかしくないですか。補償補てんは、今から払うんだからだめですよと言っているわけだけれども、議会でね。ところが、リース料は払ったんでしょう、何カ月分か。払うのおかしいんでないの、同じに補正で指摘をされて、そして片一方のやつはリース料だから払っていい

んだというふうなことはおかしくなかったですか。だれですか。これは町長まで行くんですか。決裁は。

○議長（櫻井公一君）　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　リース料につきましては、４月１日から９月末までの前期分の料金を４月に一括で支払っております。22万8,000円でございますので、課長専決ということで、課長決裁において支払っております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　特殊なものになるんだよ。補償補てんでだめだと言っているんだから。課長の専決事項ではないんだよ。３月11日に流されて使わなくなったと言っているんだから。４月から９月までもへったくれもないんですよ。補償補てんはだめだと言っているんだから。議会で検討しなさいと言っているわけでしょう。だからカットしたわけでしょう。そうしたらば、４月から９月まで使わないのさリース料出しているということはおかしくないですか。特別な事情ですよ、こうなると。使わない、ないところに金出すんだから。そうすると課長専決ではないのではないですか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　補償料につきましては、４月の臨時議会ということで25日に上げておりまして、リース料につきましては４月当初ということで、４月の全般に払っております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　４月28日にリース料で53万9,000円というのを補正しているんだよ。補正しないうちに払ってしまったんですか。予算ないところで払ったんですか。ここのものについては。

○議長（櫻井公一君）　答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　券売機につきましては、当初予算計上分と、あと補正予算計上分がございます。４月に計上した部分。当初予算の計上分で支払ってございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だからなんですか。現年度分だから戻し入れをしたと。支出に戻し入れをしたと、こういうことですか。

　補償補てんもこういうことになれば、支払いするのが最初から間違っているの。補償補てんだけ後から出すんだよと、これは４月までいいんだよということならおかしくないですか。

片一方は流されたから補償するんだよ。補償補てん出すんだよ。あとはリース料だよと。リース料にならないで全部補償補てんにならなければならない、そうだとすれば。そうなりませんか。使っていないんだから。使っていないから、それは流されたから補償補てんしますよと言っているわけでしょう。そして、４月26日に補正を出したわけでしょう。使っていないのにリース料だから、使用料だからと出すんだらばおかしい。補償補てんにしないで皆リース料で出さなければならないんですか。そうなりませんか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　リース料を支払ったことにつきましては、あくまでもリース会社と町はリース契約に基づいてやっているということがございまして、リース契約に基づいて町は支払ったと。４月から９月分までは。あと、補償の部分につきましては、会社側では、リース契約をしているということで、町のほうでは特約事項に付議されていないということもございまして係争してきたわけでございますが、あくまでも業者側としては、リース契約に基づいてやっているものですから、業者側でも機械そろえているわけですから、リース契約の補償金額として支払っていただきたいということでずっと話し合いを持っていたものですから、町といたしましても４月分は支払っております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、払っていることがおかしいんじゃないかと。リース契約をしているんだけれども、リース料を片一方は４月から９月まで払うんならば、使わないものに払うわけですよ。そうしたら、ことしの３月までのものもリースで出さなければならないのではないかと。３月11日になくなっているんですよ。なくなっているの。だから、補償しなければないんだと議会に補正で出したわけでしょう。補償を片一方はする。片一方はないのにリース料を払ったんだというのはおかしくないですか。おかしくないですか。まず、おかしかったらおかしかったんだというふうなことを言ってもらえば、質問しないんですよ、私。片一方はないのに補償する、片一方はないのにリース料を払うというから、おかしくないですかと聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君）　ちょっとお待ちください。今答弁整理させます。答弁整理。よろしいですか。高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　確かにリース契約をして、あの時期にはリースが残っていてもその分払ってほしいと、相手は、ということで、４月20何日の議会でと。ではその前３月11日には、もう物がなくなっているから、契約の中でリース期間はあるけれども、うちのほうで補償と、

リース会社では困るから、リース期間残っているけれどもその分は補償としてほしいということなので、確かにそういう経理の仕組みの中で、時期もずれましたけれども、考え方としても物が残っていないということになれば、そのリースでなくて、契約に基づく違約金、賃貸料違約金ということなので、会計処理をもうちょっと慎重にするべきだったと思います。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そういうことなんですよ、町長。いいですか。ないのに片一方はリース料を払う。片一方はないからというので補償を払うと。同じなものを見て、３月中旬になくなったんだから。なくなったから片一方は補償しますよと。補償を片一方はする。片一方は９月までリース料を払うと。

今、副町長が言ったような考え方で進まないと、町長、見ないんでないのすか。この内容、わからないんでないのすか。町長。提案者だから、町長は。だから、熟読をしてもらって、理解をしてもらって出してもらわなきゃない。

今のような考え方で進まなければおかしいというふうなことで指摘をしておきます。今後はこういうことのないようにしてもらわなければならない。ここに、いかにもおらおらやったんだというようにリース会社からの返還金の納入を確認するなんて書いている。こんなものこそおかしいんだ。いいですか。十分反省して見てください。この作文を見て。

○議長（櫻井公一君）　ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立多数です。よって、議案第22号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第２０　議案第２３号　平成２３年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第７号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第20、議案第23号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第23号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第７号）については原案のとおり可決されました。

日程第２１　議案第２４号　平成２３年度松島町水道事業会計補正予算（第６号）について

○議長（櫻井公一君）　日程第21、議案第24号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　１つは、これは災害で出なかったのかどうかわかりませんが、３ページです。メーター貸付です。これは当初で840万4,000円を予算化していたのですが、700万減額したと。ことしは取りかえしなかったのかどうかです。災害か何かで取りかえをしなかった。水道へのはね返りというのは当然あるから、メーターというのは期限があって、それ以上を過ぎるとメーター回らなくなるから取りかえするということなんでしょう。メーターの取りかえは。だから、そういうふうなことで取りかえないことによって水道料へのはね返りを心配されなかったのかどうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野　茂君）　今回、メーター管理費につきましては、700万円の減額をしております。それから、それと関連するわけですけれども、棚卸資産、これが893万3,000円から154万8,000円に改めるという予算でございます。この件につきましては、当初メーターの交換、ＪＩＳの規格が変わりまして、新しいＪＩＳ規格のメーターに取りかえようとしていたわけでございます。そこに震災が来たということで、各水道業者さんに委託する予定でありましたけれども、町の本管関係の補修、それから個人の配管修理等、大変忙しいという状

況になりまして、今回は控えて、来年度それのメーター交換、新しいＪＩＳ規格でのメーター交換をしようということでおおろさせていただきました。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　今、ちょっと続いて説明受けたのですが、棚卸資産の購入限度額を893万円、これは700万おろした、棚卸資産の購入はあったと。だから、このくらいでたくさんだったと、154万8,000円でたくさんだったと、こういことですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野　茂君）　新しいメーター交換につきましては、棚卸資産で購入はいたしませんで、通常のメーター、必要なものを購入したということで154万8,000円にしております。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　だから、棚卸資産というのは、財産として買って、そしてあとは事業に使うときは事業費から出すと、こういうことでしょう、棚卸資産というのは。だから、棚卸資産で893万3,000円、棚卸資産を購入限度額で買いますよと、こういうふうに言っていたのが、154万8,000円でよかったと。これは何なんですかと聞いているのです。

○議長（櫻井公一君）　答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野　茂君）　棚卸資産での予定額といたしましては、先ほど申し上げましたように、新しいＪＩＳ規格のメーターをやろうということで当初予算に計上したわけです。それで、震災がありまして、その新しいＪＩＳ規格のメーター交換については、ちょっと今年は控えるということでやめました。ただし、通常のメーター、必要なものがありましたので、154万くらいは買って、あとはメーター管理費から支出をするということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　わかりました。買おうと思ったんだけれども、それは買わないでしまったと。棚卸資産を買わないでしまったということですね。

それから、資本的支出で配水管実施設計業務委託料400万。これは当初で550万ですか。実施計画をすると。これも災害でできなかったと。だから減額したんだというふうなことですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野　茂君）　これにつきましても、例年ですと毎年次年度の老朽管の配水管更新の委託をしていたわけですけれども、今回は震災に伴いまして控えたと。ただし、若干、国道45号線絡み、あるいは県道絡みの配管の補修を平成24年度で予定されておりましたので、

その分については使ったということでございます。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そうすると、24年度の事業は、その分おくれると。24年度分を23年度に実施計画していて、工事をしていくと思っていたのが、しなかったと。こういうことですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野　茂君）　全協でも、老朽管更新につきましては毎年やるということで、実施設計を各年度やってきておりまして、発注できる資料はいつでも備わっている状況ですので、23年度やらなかったから来年度は出ないということにはなっておりません。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　私は、23年度やらなかったから、24年度はやられないのではなく、23年度中に実施設計を組んで、あとはやっていこうとしたわけでしょう。これをしなかったから、次の年はおくれていくんですかと聞いているのです。事業。こととしていて、事業すると思ったんだけれど事業ができないと。そうすると24年度で実施設計組んだら、もっとおくれていくんですかと。通常の年次計画でやっていたのがおくれていくんですかと聞いているのです。

○議長（櫻井公一君）　答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野　茂君）　先ほど申し上げましたとおり、実施設計としてはある程度在庫と言ったらおかしいですけれど、資料はあります。それで、来年度24年度につきましても実施設計費は計上しております。そして、やり方としては早期の実施設計を発注すれば、後半戦の発注には間に合うというような状況ですので、支障はありません。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、議案第24号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第６号）については原案のとおり可決されました。

○議長（櫻井公一君）　以上で、本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、６日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後４時３０分　　散　会